

第16回防衛問題セミナー開催概要

開催日時：平成23年2月22日（火）

開催場所：福岡県北九州市（毎日西部会館 5階ホール）

テーマ：第1部 新たな防衛計画の大綱

講師：防衛省防衛政策局次長 黒江 哲郎

テーマ：第2部 分かりやすい防衛計画の解説

講師：北九州市立大学准教授 戸蒔 仁司

北九州在の大学生と防衛省との質疑応答



写真：質問する大学生

「セミナー概要」

平成23年2月22日（火）、福岡県北九州市の毎日西部会館において、第16回防衛問題セミナーを開催しました。

今回のセミナーは、昨年12月17日に閣議決定された「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」というテーマで行いました。

最初にセミナー主催者として当局の廣瀬行成（ひろせゆきなり）局長が挨拶した後、防衛省防衛政策局黒江哲郎（くろえてつろう）次長が、新たな防衛計画の大綱に関し、大綱の基本理念やこれまでの経緯、大綱の構成、我が国周辺の安全保障環境等について説明を行いました。

次に、北九州市立大学基盤教育センター 戸蒔仁司（とまきひとし）准教授から「分かりやすい防衛大綱の解説」と題して、新大綱に記されている動的防衛力や前回の大綱（平成16年12月閣議決定）以降の我が国の周辺状況の変化等について、スライドを使った詳しい説明がありました。

また、今回は新たな試みとして、安全保障などについて勉強をしている北九州市立大学の学生5名が、新大綱に関する質問を行い、黒江防衛政策局次長が回答するという「大学生と防衛省の質疑応答」を行いました。大学生からは、「動的防衛力、弾道ミサイル防衛、我が国と周辺諸国との信頼関係の醸成、北方への対応、新しい脅威の位置づけに関する質問が出され、黒江次長からていねいな説明がなされました。

来場された方々からは、学生も防衛問題に関心を持っていることに感心した。という声も聞かれました。

大学生からの質疑応答に引き続き、セミナー参加者との質問、応答が行われ、熱い議論が交わされた結果、当初の予定時刻よりも30分ほど長くなりましたが、参加された方々は、スライドや配布された資料に目を通しながら、熱心に聞き入っていました。

九州防衛局では、防衛省の諸施策について、より多くの方々から理解と協力が得られるよう、今後も各地でセミナー等を開催する予定です。



防衛省防衛政策局次長 黒江哲郎

九州防衛局長 廣瀬行成

北九州市立大学准教授 戸時仁司

◀各種資料▶

新防衛計画の大綱
及び
新中期防衛力整備計画
(平成23年度～平成27年度)について

平成23年2月

平成23年度以降に係る
防衛計画の大綱について …………… 1

中期防衛力整備計画について
(平成23年度～平成27年度)…………… 20

平成 2 3 年度以降に係る 防衛計画の大綱について

これまでの防衛力整備計画の推移

昭和 3 2 年

「国防の基本方針」(32.5.20)

3 3

33 ↑ 一次防 (政府 3 か年計画) (32.6.14)

3 5

35 ↓ 37 ↑ 二次防 (政府 5 か年計画) (36.7.18)

4 0

41 ↓ 42 ↑ 三次防 (政府 5 か年計画) (41.11.29)

4 5

46 ↓ 47 ↑ 四次防 (政府 5 か年計画) (47.2.8)

5 0

- 「防衛計画の大綱」策定 (51.10.29) -

「当面の防衛力整備について (GNP 1% 枠)」(51.11.5)

5 5

55 ↑ 53 中業 (防衛庁内部資料)

6 0

59 ↓ 58 ↑ 56 中業 (防衛庁内部資料)

平成 元年

62 ↓ 61 ↑ 61 中期防 (政府 5 か年計画) (60.9.18) (GNP 比 1.02%)

「今後の防衛力整備について」決定 (62.1.24)

2 ↓ 「平成 3 年度以降の防衛計画の基本的考え方について」(2.12.19)

5

3 ↑ 03 中期防 (政府 5 か年計画) (2.12.10)

7 ↓ 03 中期防 (政府 5 か年計画) 修正 (4.12.18)

- 「平成 8 年度以降に係る防衛計画の大綱」策定 (7.11.28) -

8 ↑ 08 中期防 (政府 5 か年計画) (7.12.15)

1 0

12 ↓ 08 中期防 (政府 5 か年計画) 見直し (9.12.19)

1 5

13 ↑ 13 中期防 (政府 5 か年計画) (12.12.15)

16 ↓ 「弾道ミサイル防衛システムの整備等について閣議決定」(15.12.19)

- 「平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱」策定 (16.12.10) -

2 0

17 ↑ 17 中期防 (政府 5 か年計画) (16.12.10)

21 ↓ 17 中期防 (政府 5 か年計画) 見直し (20.12.20)

22 「平成 22 年度の防衛力整備等について」(21.12.17)

- 「平成 23 年度以降に係る防衛計画の大綱」策定 (22.12.17) -

23 ↑ 23 中期防 (政府 5 か年計画) (22.12.17)

27 ↓

大綱・中期防の位置付け

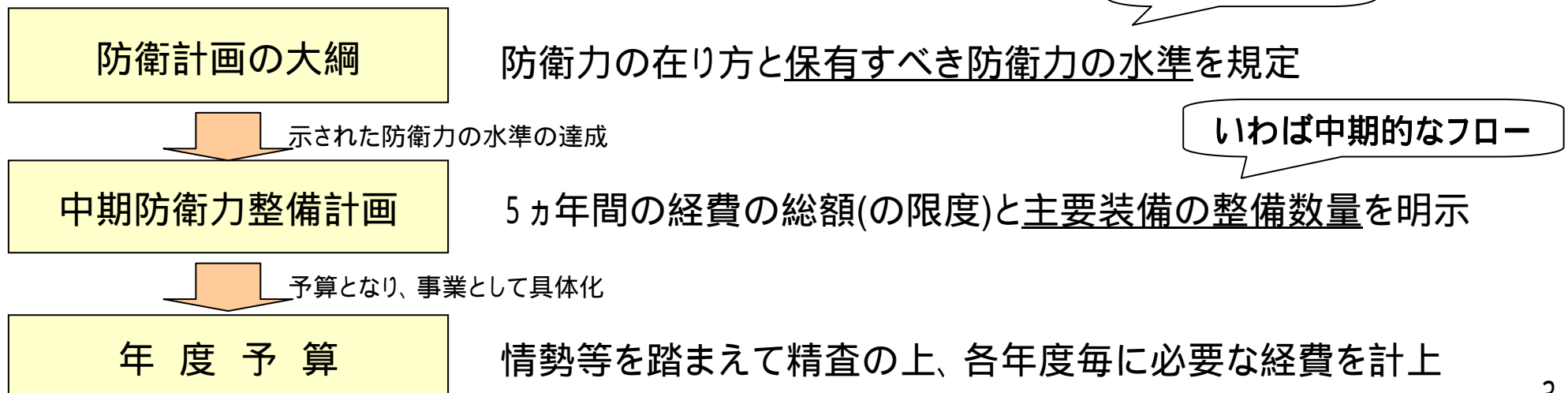
位置づけ・意義

各種防衛装備品の取得や自衛隊の運用体制の確立等は一朝一夕にはできず、長い年月を要する。そのため、防衛力整備は、中長期的見通しに立つて行うことが必要。

このため、政府として、昭和52年度以降、防衛計画の大綱(「大綱」)を定めて我が国の安全保障の基本方針や防衛力整備目標を示すとともに、昭和60年度まではいわゆる「GNP1%枠」のもとで、昭和61年度以降は5年間を対象とする中期防衛力整備計画(「中期防」)を策定し、同計画に従って、それぞれ各年度の防衛力整備を実施。

大綱及び中期防は、いずれも安全保障会議における審議・決定を経て、閣議決定される文書。

防衛計画の大綱と中期防、年度予算の関係



平成22年度の防衛力整備等について(平成21年12月17日閣議決定)

(「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」の見直し等について)

1 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日安全保障会議決定・閣議決定。以下「現大綱」という。)は、我が国の安全保障、防衛力の在り方等についての指針を示すものであり、策定から5年後には、その時点における安全保障環境、技術水準の動向等を勘案し検討を行い、必要な修正を行うこととされている。かかる現大綱の見直しについては、国家の安全保障にかかわる重要課題であり、政権交代という歴史的転換を経て、新しい政府として十分な検討を行う必要があることから、平成22年中に結論を得ることとする。その際には、国際情勢のすう勢や我が国を取り巻く安全保障環境、我が国の防衛力や自衛隊の現状等を分析、評価した上で、我が国の安全保障の基本方針を策定するとともに、効果的な防衛力の効率的な整備に向けて取り組むこととする。

また、「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)」(平成16年12月10日安全保障会議決定・閣議決定)は、現大綱に定める防衛力の水準を達成するための中期的な整備計画、対象期間内の防衛関係費の総額の限度等を定めるものであるが、次期中期的な防衛力の整備計画は、現大綱の見直しの結論を踏まえて策定することとする。

(平成22年度の防衛予算の編成の準拠となる方針)

2 現大綱の見直し等の結論は平成23年度以降に反映されることとなる中で、平成22年度の防衛予算を編成するに当たって、その準拠となる方針を別紙(注)のとおり定め、平成22年度の防衛予算と現大綱との関係、中期的な防衛力の整備計画がない中で適切に防衛力の整備を行うための方針等を明らかにすることとする。

我が国の安全保障における基本理念

安全保障の目標

- (1) 我が国に直接脅威が及ぶことを防止・排除、被害の最小化
- (2) アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善
- (3) 世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保への貢献

目標達成のためのアプローチ

我が国自身の努力

同盟国との協力

国際社会における多層的な安全保障協力

アジア太平洋地域における協力
グローバルな協力

防衛の基本方針の堅持 + 国際平和協力活動へのより積極的取組

専守防衛、軍事大国とならない、文民統制、非核三原則、節度ある防衛力の整備
国連平和維持活動、人道支援・災害救援、海賊対処などへの積極的な取組

核兵器の脅威への対応

核のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散の取組に積極的・能動的役割
同時に、核兵器が存在する間は、核抑止を中心とする米国の拡大抑止は不可欠

- その信頼性維持・強化のため、米国と緊密に協力
- 弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により対応

大綱の構成(51大綱・07大綱・16大綱・新大綱)

51大綱(昭和51年10月29日)	07大綱(平成7年11月28日)	16大綱(平成16年12月10日)	新大綱(平成22年12月17日)
<p>一 目的及び趣旨</p> <p>二 国際情勢</p> <p>三 防衛の構想</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 侵略の未然防止 2. 侵略対処 <p>四 防衛の態勢</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 警戒のための態勢 2. 間接侵略、不法行為等に対処する態勢 3. 直接侵略事態に対処する態勢 4. 指揮通信及び後方支援の態勢 5. 教育訓練の態勢 6. 災害救援等の態勢 <p>五 陸上、海上、及び航空自衛隊の体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 陸上自衛隊 2. 海上自衛隊 3. 航空自衛隊 <p>六 防衛力整備実施上の方針及び留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 隊員の充足・確保、士気高揚 2. 防衛施設の維持・整備 3. 装備品等の整備 4. 技術研究開発態勢 	<p>策定の趣旨</p> <p>国際情勢</p> <p>我が国の安全保障と防衛力の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 我が国の安全保障と防衛の基本方針 2. 防衛力の在り方 3. 日米安全保障体制 4. 防衛力の役割 <ol style="list-style-type: none"> (1) 我が国の防衛 (2) 大規模災害等各種の事態への対応 (3) より安定した安全保障環境の構築への貢献 <p>我が国が保有すべき防衛力の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 陸上、海上及び航空自衛隊の体制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 陸上自衛隊 (2) 海上自衛隊 (3) 航空自衛隊 <ol style="list-style-type: none"> 2. 各種の態勢 <ol style="list-style-type: none"> (1) 侵略事態等に対応する態勢 (2) 災害救援等の態勢 (3) 国際平和協力業務等の実施の態勢 (4) 警戒、情報及び指揮通信の態勢 (5) 後方支援の態勢 (6) 人事・教育訓練の態勢 <ol style="list-style-type: none"> 3. 防衛力の弾力性の確保 <p>防衛力の整備、維持及び運用における留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 具体的な実施に際しての留意事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 経済財政事情への配慮 (2) 防衛施設の維持・整備 (3) 装備品等の整備 (4) 技術研究開発態勢 <ol style="list-style-type: none"> 2. 将来の見直し 	<p>策定の趣旨</p> <p>我が国を取り巻く安全保障環境</p> <p>我が国の安全保障の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本方針 2 我が国自身の努力 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本的な考え方 (2) 国としての統合的な対応 (3) 我が国の防衛力 <ol style="list-style-type: none"> 3 日米安全保障体制 4 国際社会との協力 <p>防衛力の在り方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防衛力の役割 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応 (2) 本格的な侵略事態への備え (3) 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組 <ol style="list-style-type: none"> 2 防衛力の基本的な事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 統合運用の強化 (2) 情報機能の強化 (3) 科学技術の発展への対応 (4) 人的資源の効果的な活用 <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (財政事情を勘案) (装備品等の取得) (防衛施設の維持・整備) 2 (防衛力の達成時期と見直し) 	<p>策定の趣旨</p> <p>我が国の安全保障における基本理念</p> <p>我が国を取り巻く安全保障環境</p> <p>我が国の安全保障の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 我が国自身の努力 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本的考え方 (2) 統合的かつ戦略的な取組 (3) 我が国の防衛力 - 動的防衛力 <ol style="list-style-type: none"> 2 同盟国との協力 3 国際社会における多層的な安全保障協力 <ol style="list-style-type: none"> (1) アジア太平洋地域における協力 (2) 国際社会の一員としての協力 <p>防衛力の在り方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防衛力の役割 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実効的な抑止及び対処 (2) アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化 (3) グローバルな安全保障環境の改善 <ol style="list-style-type: none"> 2 自衛隊の態勢 <ol style="list-style-type: none"> (1) 即応態勢 (2) 統合運用態勢 (3) 国際平和協力活動の態勢 <ol style="list-style-type: none"> 3 自衛隊の体制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本的な考え方 (2) 体制整備に当たっての重視事項 (3) 各自衛隊の体制 <p>防衛力の能力発揮のための基盤</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人的資源の効果的な活用 (2) 装備品等の運用基盤の充実 (3) 装備品取得の一層の効率化 (4) 防衛政策・技術基盤の維持・育成 (5) 防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討 (6) 防衛施設と周辺地域との調和 <p>留意事項</p>

我が国を取り巻く安全保障環境

グローバルな安全保障環境

- 一国で生じた混乱や安全保障上の問題の影響が直ちに世界に波及するリスクの高まり
 - グレーゾーンの紛争は増加傾向
 - グローバルなパワーバランスの変化
 - 中国・インド・ロシア等の国力の増大
 - 米国の影響力の相対的变化
 - 一国で対応することが極めて困難な問題**
 - 大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散
 - 国際テロ組織・海賊行為等
 - 統治機構が弱体化した国家、破綻した国家の存在
 - 海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用に対するリスク
 - 気候変動の問題がもたらす影響
- 国際社会での軍事力の役割は一層多様化**

アジア太平洋地域

国家間の**協力関係が充実・強化**、問題解決に向けた具体的協力が進展

我が国周辺地域には、**不透明・不確実な要素**

- 北朝鮮:核・ミサイル問題、朝鮮半島における軍事的な挑発活動等 = **喫緊かつ重大な不安定要因**
- 中国:軍事力の近代化、周辺海域における活動の拡大・活発化等 = **地域・国際社会の懸念事項**
- ロシア:軍事活動は引き続き活発化の傾向

米国は、同盟国(日韓豪等)・パートナー国との協力を一層重視、二国間・多国間の枠組強化

我が国の存立を脅かすような本格的な侵略事態が生起する可能性は低い
我が国を取り巻く安全保障課題や不安定要因の多様化・複雑化・重層化

我が国周辺の安全保障環境(2004年以降)

朝鮮半島の緊張の高まり



韓国海軍哨戒艦「天安」沈没事件(10年3月)



北朝鮮による韓国延坪島砲撃事件(10年11月)



北朝鮮による核実験、弾道ミサイル能力の増強
 わが国上空を超えるミサイルの発射(09年4月)
 核実験実施の発表(06年10月、09年5月)

北方領土問題

メドヴェージェフ露大統領、国後島訪問(10年11月)

極東ロシア軍による活動の活発化



露Tu-95が伊豆諸島沖を領空侵犯(08年2月)
 大規模演習「ポストーク2010」を実施(10年6月~7月)

中国の軍事力の更なる近代化

中国国防費の増大
 2,100億元(04年)
 5,191億元(10年)



DF-31大陸間弾道ミサイル



キロ級潜水艦



J-10

北朝鮮の権力構造の変化

朝鮮労働党代表者会で、金正恩氏が党の役職に公式に就任(10年9月)

中国の海洋活動活発化

複数の中国H-6爆撃機が、日中間線付近まで進出(07年9月)

樞(天外天)ガス田付近を航行する中国ソブレンヌイ級駆逐艦(05年9月)

中国公船2隻が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入(08年12月)

尖閣諸島における、海保巡視船と中国漁船の衝突事案(10年9月)

中国による海洋調査(台湾問題への対処以外の任務のための能力の獲得)

● 沖ノ鳥島

西沙問題

南沙問題

中台軍事バランスの変化(中国側に有利に)

わが国のシーレーン

中国海軍による遠方海域での作戦遂行能力の向上

ソブレンヌイ級駆逐艦等4隻が中国海軍戦闘艦艇として初めて津軽海峡を通過し、わが国を周回(08年10月)

沖縄近海と伝えられる国際水域で、中国ソン級潜水艦が米空母キティホーク近傍に浮上(06年10月)

キロ級潜水艦、ソブレンヌイ級駆逐艦等中国艦艇10隻が沖縄本島と宮古島の間を抜けて太平洋に進出。海自護衛艦に対して中国艦載ヘリが近接飛行(10年4月)

原潜潜没航行事案(04年11月)



中国ハン級原子力潜水艦

第二列島線

グアム島

我が国の安全保障の基本方針 - 我が国自身の努力 -

基本的考え方

平素から国として総力を挙げて取り組む。事態の推移に応じてシームレスに対応

統合的かつ戦略的な取組

情報収集・分析能力、情報保全体制の強化(宇宙開発利用、サイバー攻撃対処)

迅速・的確な意思決定による政府一体としての対応(関係機関の連携)

- 政府の意思決定及び対処に係る機能・体制を検証(シミュレーション、総合的な訓練・演習)
- 法的側面を含めた必要な対応について検討

安全保障に関する内閣の組織・機能・体制等を検証した上で、官邸に政策調整と総理への助言等を行う組織を設置

各種災害への対応や国民保護のための国と地方公共団体等の緊密な連携

国際平和協力活動により効率的・効果的に対応

- 活動の実態を踏まえ、PKO参加五原則等参加の在り方を検討

安全保障・防衛問題に関する国民の理解促進、対外情報発信強化

我が国の防衛力

防衛力の存在自体による抑止効果を重視した、従来の「基盤的防衛力構想」によることなく、「動的防衛力」を構築

適切な規模の防衛力を着実に整備

装備・人員・編成・配置等の抜本的見直し

真に必要な機能に資源を選択的に集中し、**防衛力の構造的な変革**を図る。

人事制度の抜本的見直しを図る

我が国の防衛力 - 動的防衛力

我が国周辺

アジア太平洋地域

グローバル

軍事情勢は複雑さを増大
 ・未解決の問題の存在(例:朝鮮半島、台湾海峡)
 ・軍事力近代化に加え、活動も活発化

関係国と協力して対応する必要
 ・中・印・露の国力増大に伴う変化
 ・特に非伝統的安保分野での具体的協力の進展

各国が平素から協力して取り組むことが不可欠
 ・複数の問題が絡み合いながら、国境を越えた問題に発展

「装備の質・量」
 + 「自衛隊の活動」
 = より大きな効果

存在による抑止を重視した従来の「**基盤的防衛力**」
力構想」によらず



- **優先順位の明確化**: 各種活動に活用可、非対称的な対応能力保有、非代替的な機能(本格侵略への備えは必要最小限な範囲に限定)
- **質の高い防衛力**: 新装備導入 + 既存装備の延命・能力向上
- **取得改革推進**: 部隊の運用水準向上
- **人事制度の抜本的見直し**: 人員の精強性向上等

「平時/有事」二分論
 我が国防衛中心
 ハード中心

「グレーゾーン」の紛争
 海外活動常態化
 ソフトも重視

日米防衛協力の強化

- 相互運用性の向上
- シームレスな連携・協力態勢の強化
- 平素の共同活動の活発化

防衛力の役割

実効的な抑止及び対処

アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化

グローバルな安全保障環境の改善

- ・常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動
- ・各種事態への迅速かつシームレスな対応
- ・不確実な将来情勢変化への必要最小限の備え

- ・防衛協力・交流、共同訓練・演習
- ・非伝統的安保分野での实际的協力
- ・域内協力枠組の構築・強化、能力構築支援等

- ・国際平和協力活動への取組
- ・軍備管理・軍縮や不拡散等、能力構築支援
- ・国際テロ対策、海上交通の安全確保等

我が国の安全保障の基本方針

- 同盟国との協力、国際社会における多層的な安全保障協力 -

同盟国との協力

日米同盟の深化・発展

- 戦略的な対話等に継続的に取組
- 新たな協力（宇宙、サイバー空間における対応、海上交通の安全確保、気候変動等）の推進
- 日米協力の充実を図るための措置を検討（地域における不測の事態に対する米軍の抑止・対処力強化）
- 平素からの各種協力（共同訓練、施設の共同使用等）の強化

米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減するための措置の着実な実施

HNSをはじめとする在日米軍の円滑・効果的な駐留の取組の推進

国際社会における多層的な安全保障協力

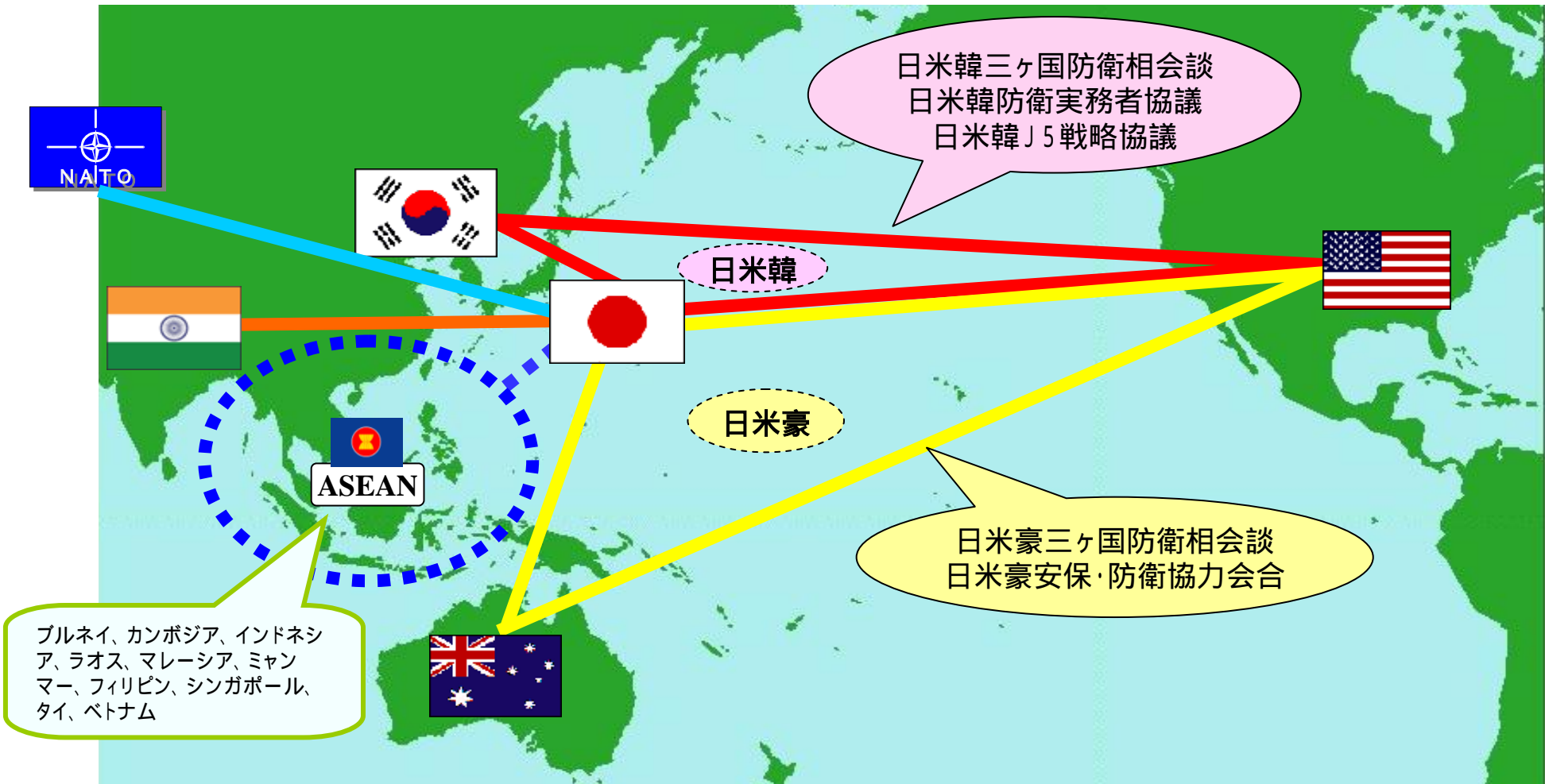
アジア太平洋地域における二国間・多国間の安全保障協力のネットワーク化

- 韓国・豪州、ASEAN諸国、インド等との安全保障協力を強化
- 中国、ロシアとの信頼・協力関係の強化
- 中国が国際社会において責任ある行動を取るよう積極的に関与

グローバルな安全保障課題

- 外交活動と一体となった、国際平和協力活動への積極的な取組
- ODAの戦略的・効果的な活用など、外交活動の積極的な推進
- EU、NATO、欧州諸国とも協力関係を強化
- 海洋、宇宙、サイバー空間の安定利用といった国際公共財の維持・強化への積極的な取組
- 大量破壊兵器・ミサイル等の軍縮及び拡散防止への積極的な取組
- 大規模災害・パンデミックに際しての人道支援・災害救援への積極的な取組

防衛協力の推進・同盟等のネットワーク化



・同盟国・友好国との緊密な連携
 ・多国間の安全保障協力の推進

各種課題に対する
 実際的な協力関係の構築

同盟等の
 ネットワーク化

安全保障環境の一層の安定化

防衛力の在り方 - 自衛隊の態勢 -

防衛力の役割を実効的に果たし得るよう、以下の態勢を保持

即応態勢

部隊等の即応性を高め、これを適切かつ効率的に配置
基地機能の抗たん性や燃料・弾薬(訓練弾を含む)を確保し、維持整備に万全を期す

統合運用態勢

迅速かつ効果的な対処に必要な情報収集態勢を保持
衛星通信を含む高度な情報通信ネットワークを活用した指揮統制機能、情報共有態勢、サイバー攻撃対処態勢を保持

国際平和協力活動の態勢

多様な任務、迅速な派遣、長期の活動にも対応し得る能力、態勢等の充実

防衛力の在り方 - 自衛隊の体制 (基本的な考え方) -

優先的に整備すべき機能

- ・ 各種の活動に活用し得る機能
- ・ 非対称的な対応能力を有する機能
- ・ 非代替的な機能

- ・ 南西地域を含む、防衛態勢の充実
 - 警戒監視
 - 洋上哨戒
 - 防空
 - 弾道ミサイル対処
 - 輸送
 - 指揮通信等

- ・ 冷戦型の装備・編成の縮減
- ・ 部隊の地理的配置・各自衛隊の運用の適切な見直し

各自衛隊に係る予算配分

安全保障環境の変化に応じ、前例にとらわれず、縦割りを排除し、総合的な見地から思い切った見直しを実施

陸自作戦基本部隊・方面隊の在り方

統合運用の推進、日米共同による対処態勢構築の推進等の観点から、指揮・管理機能の効率化にも留意しつつ、総合的に検討

本格的な侵略事態への備え

不確実な将来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持に必要な範囲で保持

防衛力の在り方 - 自衛隊の体制 (重視事項) -

体制整備に当たっての重視事項

統合の強化

- 統幕の機能強化を始め、統合運用基盤(指揮統制、情報収集、教育訓練等)を強化
- 各自衛隊に横断的な機能(輸送、衛生、高射、救難、調達・補給・整備等)の整理、共同部隊化、集約・拠点化

島嶼部における対応能力の強化(自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部)

- 必要最小限の部隊を新たに配置
- 活動の拠点、機動力、輸送能力及び実効的な対処能力の整備

国際平和協力活動への対応能力の強化

- 各種装備品等の改修、海上及び航空輸送能力の整備、後方支援態勢の強化
- 施設・衛生等の機能や教育訓練体制の充実

情報機能の強化

- 宇宙分野を含む技術動向等を踏まえた多様な情報収集能力の強化
- 情報本部等の総合的な分析・評価能力等の強化
- 情報・運用・政策の各部門を通じた情報共有体制の整備
- 遠隔地での活動に対する情報支援体制の整備
- 関係国との情報協力・交流の拡大・強化への取組

科学技術の発展への対応

- 技術革新の成果を防衛力に的確に反映
- 高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークの整備。サイバー攻撃対処を統合的に実施する体制の整備

効率的・効果的な防衛力整備

- 事業の優先順位を明確にした選択と集中

防衛力の在り方 - 自衛隊の体制 (各自衛隊の体制) -

陸上自衛隊

高い機動力と警戒監視能力、各地に迅速に展開可能、多様な任務を効果的に遂行
これらの能力を有する部隊を地域の特性に応じて適切に配置

- 配備の空白地域となっている島嶼部の防衛も重視。部隊編成・人的構成の見直し、効率化・合理化の徹底
- 専門的機能（航空輸送、特殊作戦、国際平和協力等）を備えた機動運用部隊の保持
- 地对空誘導弾部隊の保持（作戦部隊や重要地域の防空）

海上自衛隊

機動運用の護衛艦部隊及び艦載回転翼哨戒機部隊の保持（周辺海域防衛、海上交通安全確保等）

- イージス・システム搭載護衛艦の保持（弾道ミサイル防衛）
- 増強された潜水艦部隊の保持（平素からの情報収集・警戒監視、周辺海域の哨戒）
- 固定翼哨戒機部隊の保持（平素からの情報収集・警戒監視、周辺海域の哨戒）
- 掃海部隊の保持（周辺海域の掃海）

航空自衛隊

航空警戒管制部隊の保持（周辺空域の警戒監視、弾道ミサイル探知・追尾等）

戦闘機とその支援機能が一体となって我が国の防空等を総合的な態勢で行うための部隊の保持

- 能力の高い新戦闘機を保有する戦闘機部隊の保持
- 航空偵察部隊、航空輸送部隊、空中給油・輸送部隊の保持
- 地对空誘導弾部隊の保持（重要地域の防空、弾道ミサイル防衛）

主要な編成、装備等の具体的規模は、別表のとおりとする。

大綱別表の推移

区分		51大綱	07大綱	16大綱	新大綱	
陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数	18万人	16万人 14万5千人 1万5千人	15万5千人 14万8千人 7千人	15万4千人 14万7千人 7千人	
	基幹部隊	平素（平時）地域配備する部隊	12個師団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	2個混成団			
			1個機甲師団 1個特科団 1個空挺団 1個教導団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団 1個空挺団	1個機甲師団 1個空挺団	1個機甲師団 中央即応集団
	地对空誘導弾部隊	8個高射特科群	8個高射特科群	8個高射特科群	7個高射特科群/連隊	
主要装備	戦車 火砲（主要特科装備）	(注3) (約1,200両) (注3) (約1,000門/両)	約900両 (約900門/両)	約600両 (約600門/両)	約400両 約400門/両	
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊 〔機動運用〕 〔地域配備〕 潜水艦部隊 掃海部隊 哨戒機部隊	4個護衛隊群 (地方隊) 10個隊 6個隊 2個掃海隊群 (陸上) 16個隊	4個護衛隊群 (地方隊) 7個隊 6個隊 1個掃海隊群 (陸上) 13個隊	4個護衛隊群 (8個隊) 5個隊 4個隊 1個掃海隊群 9個隊	4個護衛隊群 (8個護衛隊) 4個護衛隊 6個潜水隊 1個掃海隊群 9個航空隊
	主要装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	約60隻 16隻 約220機	約50隻 16隻 約170機	47隻 16隻 約150機	48隻 22隻 約150機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	28個警戒群 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊)	4個警戒群 24個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊)
		戦闘機部隊 〔要撃戦闘機部隊〕 〔支援戦闘機部隊〕	10個飛行隊 3個飛行隊	9個飛行隊 3個飛行隊	12個飛行隊	12個飛行隊
		航空偵察部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊
		航空輸送部隊 空中給油・輸送部隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊 1個飛行隊	3個飛行隊 1個飛行隊
		地对空誘導弾部隊	6個高射群	6個高射群	6個高射群	6個高射群
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約430機 (注3) (約350機)	約400機 約300機	約350機 約260機	約340機 約260機
弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊 (注1)	イージス・システム搭載護衛艦			4隻	(注2) 6隻	
	航空警戒管制部隊			7個警戒群 4個警戒隊	11個警戒群/隊	
	地对空誘導弾部隊			3個高射群	6個高射群	

(注1) 「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は海上自衛隊の主要装備又は航空自衛隊の基幹部隊の内数。

(注2) 弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦については、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情等を踏まえ、別途定める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする。

(注3) 51大綱別表に記載はないものの、07以降の大綱別表との比較上記載。

防衛力の能力発揮のための基盤、留意事項

防衛力の能力発揮のための基盤

人的資源の効果的な活用

- 高い士気と厳正な規律の保持
- 自衛隊全体の人員規模及び人員構成を適切に管理し、精強性を確保
 - ・階級及び年齢構成の在り方の見直し
 - ・第一線部隊等へ若年隊員を優先的に充当。その他の職務には最適化された給与等の処遇を適用
 - ・民間活力の一層の有効活用等による後方業務の効率化
 - ・社会における退職自衛官の有効活用(再就職支援、礼遇等)、早期退職制度等の導入等

装備品等の運用基盤の充実(効率的な維持整備、高い可動率の維持等)

装備品取得の一層の効率化(契約に係る制度全般の改善、効率的な調達方式の一層の採用等)

防衛生産・技術基盤の維持・育成(安定的かつ中長期的な防衛力の維持整備のための戦略の策定等)

防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討

- 平和貢献、国際協力
- 国際共同開発・生産

防衛施設と周辺地域との調和

留意事項

この大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年後までを念頭に置き、防衛力の变革を図るもの情勢に重要な変化が生じた場合には、検討を行い、必要な修正計画的な移行管理と事後検証、あるべき防衛力の姿について不断に検討

中期防衛力整備計画について
(平成23年度～平成27年度)

新中期防衛力整備計画について

計画の方針

防衛大綱に従い、**動的防衛力を構築**するため、以下を計画の基本として、防衛力の整備を効果的かつ効率的に実施

実効的な抑止及び対処、アジア太平洋地域・グローバルな安全保障環境の安定化のための各種の活動を迅速かつシームレスに実施できるよう、統合の強化、島嶼部における対応能力強化、国際平和協力活動への対応能力強化等を重視。
各種の活動に活用し得る機能、非対称的な対応能力を有する機能及び非代替的な機能を優先整備。本格的な侵略事態への備えは、最小限の専門的知見や技能の維持に必要な範囲に限り保持。
能力の高い新装備の導入と既存装備の延命・能力向上を組合せ、質の高い防衛力を効率的に整備。
防衛力の能力発揮の基盤を効果的に整備するため、人事制度の抜本的見直しにより、人件費の抑制・効率化、若年化による精強性の向上等を推進。装備品等の取得改革をより一層推進し、部隊の運用水準を向上。
日米同盟の深化・発展のため、日米安全保障体制の強化のための施策を推進。
厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化・合理化を図り、経費を抑制。その際、予算配分の思い切った見直しを行うとともに、真に必要な機能に資源を選択的に集中して防衛力の構造的な変革を図る。

基幹部隊の見直し

陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	計画期間末の自衛官の定数等
<ul style="list-style-type: none"> 戦車・火砲の縮減、師団等の改編による即応性・機動性の向上 南西地域の島嶼部への部隊配置 	<ul style="list-style-type: none"> 護衛艦部隊(地域配備)の機動運用化 潜水艦増勢に向けた措置 	<ul style="list-style-type: none"> 那覇基地の2個飛行隊化 横田基地の新設(航空総隊司令部等の移転) 	<ul style="list-style-type: none"> 常備自衛官全体 24万6千人程度(22年度末から2千人程度削減) 陸自 編成定数15万7千人程度 (常備15万人程度、即応予備7千人程度) 海自・空自 平成22年度末の水準をめど

新中期防衛力整備計画について

自衛隊の能力等に関する主要事業

1．実効的な抑止及び対処

周辺海空域の安全確保、島嶼部に対する攻撃、サイバー攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、複合事態、大規模・特殊災害等への対応

護衛艦・潜水艦・固定翼哨戒機・新戦闘機の整備、イージス艦・ペトリオット能力向上、迎撃ミサイル日米共同開発 等

2．アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化

二国間・多国間の防衛協力・交流、能力構築支援 等

3．グローバルな安全保障環境の改善

国際平和協力活動への積極的取組、能力構築支援 等

4．体制整備に当たっての重視事項

統合の強化、国際平和協力活動への対応能力の強化、情報機能の強化、科学技術の発展への対応、衛生機能の強化

島嶼部攻撃等に際し各自衛隊が一体となって有機的に対処し得る体制の整備、ヘリコプター搭載護衛艦・新輸送機の整備

5．防衛力の能力発揮のための基盤

人材の確保・育成、人事制度改革、後方業務の合理化・効率化、防衛生産・技術基盤の維持・育成、防衛装備品を巡る国際的な環境変化に対する方策の検討、取得改革の推進、装備品等の運用基盤充実、関係機関や地域社会との協力の推進

日米安全保障体制の強化のための施策

戦略的な対話及び政策調整、日米防衛協力の強化、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組 等

整備規模

主要装備の具体的整備規模：別表に記載

所要経費

計画実施に必要な防衛関係費総額の限度は、下記 を含め23兆4千9百億円(平均伸率0.1%)

各年度の予算編成に際しては、23兆3千9百億円の枠内で決定(平均伸率0.0%)

予見し難い事象への対応等特に必要と認める場合には、安保会議の承認を得て、その他、1千億円を限度として措置

経費の概要

(単位：億円)

	23中期防 (平成23年度～平成27年度) [平成22年度価格]	(参考) 平成22年度水準 (平成22年度予算×5)
防衛関係費の総額	234,900 (調整枠(1,000億)を含む)	234,128
[平均伸率]	[0.1%]	

注) 将来における予見し難い事象への対応、地域及びグローバルな安全保障課題への対応等特に必要があると認める場合にあっては、安全保障会議の承認を得て措置することができる経費として、23中期防においては、防衛関係費の総額の内数として1,000億円(限度額)が計上されている。
 なお、各年度の予算の編成に際しては、国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化、合理化に努め、おおむね23兆3,900億円程度の枠内で決定するものとしている。

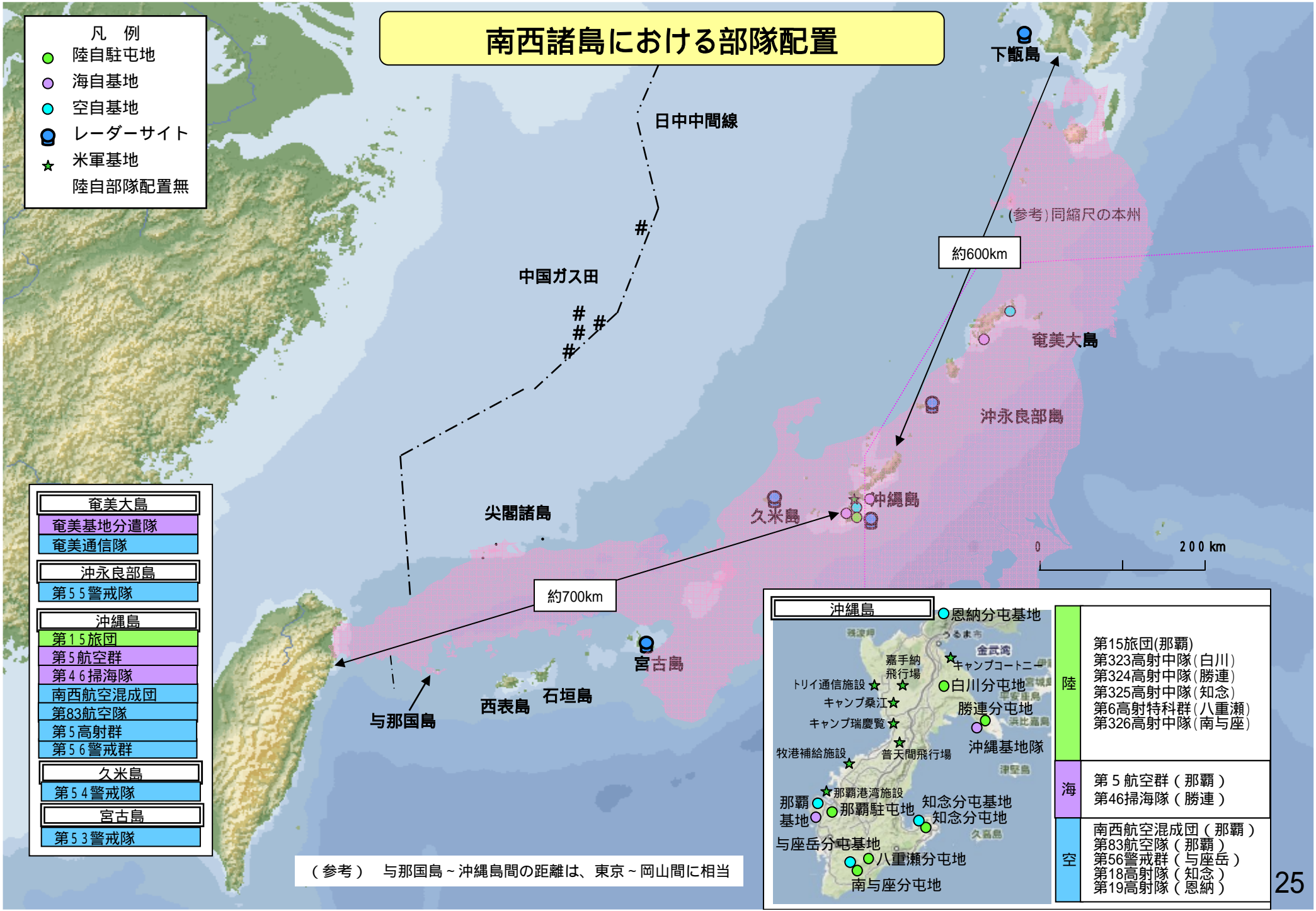
新中期防衛力整備計画について

(別表)

区 分	種 類	整備規模
陸上自衛隊	戦車 火砲(迫撃砲を除く。) 装甲車 地对艦誘導弾 戦闘ヘリコプター(AH - 64D) 輸送ヘリコプター(CH - 47JA) 中距離地对空誘導弾	68両 32両 75両 18両 3機 5機 4個中隊
海上自衛隊	イージス・システム搭載護衛艦の能力向上 護衛艦 潜水艦 その他 自衛艦建造計 (トン数) 固定翼哨戒機(P - 1) 哨戒ヘリコプター(SH - 60K) 掃海・輸送ヘリコプター(MCH - 101)	2隻 3隻 5隻 5隻 13隻 (約5.1万トン) 10機 26機 5機
航空自衛隊	地对空誘導弾ペトリオットの能力向上 戦闘機(F - 15)近代化改修 新戦闘機 新輸送機	1個高射隊 16機 12機 10機

南西諸島における部隊配置

- 凡例
- 陸自駐屯地
 - 海自基地
 - 空自基地
 - レーダーサイト
 - ★ 米軍基地
 - 陸自部隊配置無



奄美大島
奄美基地分遣隊
奄美通信隊
沖永良部島
第55警戒隊
沖縄島
第15旅団
第5航空群
第46掃海隊
南西航空混成団
第83航空隊
第5高射群
第56警戒群
久米島
第54警戒隊
宮古島
第53警戒隊

沖縄島	● 恩納分屯基地	陸	第15旅団(那覇)
● 嘉手納飛行場	★ キャンプコートニー		第323高射中隊(白川)
● トライ通信施設	★ キャンプ桑江	海	第324高射中隊(勝連)
● キャンプ瑞慶覧	★ キャンプ瑞慶覧		第325高射中隊(知念)
● 牧港補給施設	★ 普天間飛行場	空	第6高射特科群(八重瀬)
● 那覇港施設	● 那覇駐屯地		第326高射中隊(南与座)
● 那覇基地	● 知念分屯基地		第5航空群(那覇)
● 与座岳分屯基地	● 知念分屯地		第46掃海隊(勝連)
● 八重瀬分屯地	● 久米島		南西航空混成団(那覇)
● 南与座分屯地			第83航空隊(那覇)
			第56警戒群(与座岳)
			第18高射隊(知念)
			第19高射隊(恩納)

(参考) 与那国島～沖縄島間の距離は、東京～岡山間に相当

南西地域の体制について

周辺海空域の安全確保

潜水艦増勢による情報収集・警戒監視 / 哨戒態勢の強化 (延命による増勢)

地域配備護衛艦の機動運用化 (南西方面に柔軟に運用)

南西方面における護衛艦・潜水艦の活動基盤の強化 (沖縄(勝連)における貯油タンクの拡大整備)

P - 1の導入による監視態勢の強化

南西地域の旧式固定式3次元レーダーの新型固定式3次元レーダーへの更新 (宮古島、沖永良部島等)

情報収集・警戒監視体制の整備等

南西地域の島嶼部に陸上自衛隊の沿岸監視部隊を配置

南西地域の島嶼部に陸自初動対処部隊の新編事業着手

南西地域における移動警戒レーダーの増勢 (美保基地からの移設。那覇基地2 3個)

早期警戒機 (E - 2C) を那覇基地に常時継続的に運用し得るための整備基盤を整備

迅速な展開・対応能力の向上

即応性、航空輸送力等を一層向上させるため、1個旅団 (第15旅団) を改編

島嶼部への迅速な部隊展開に向けた機動展開訓練の実施

現有の輸送機 (C - 1) の後継機として新たな輸送機 (C - 2 (仮称)) の導入

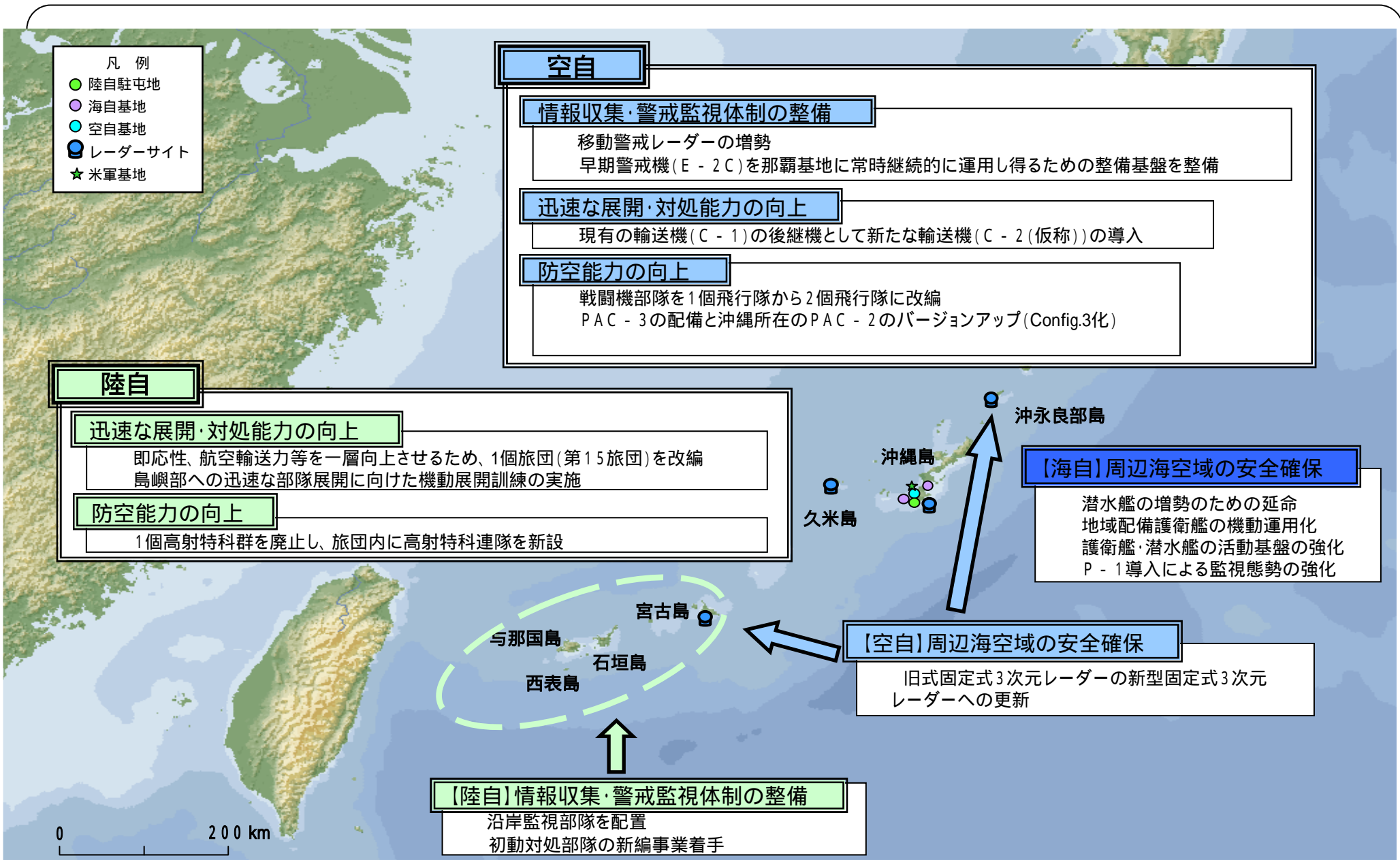
防空能力の向上

1個高射隊特科群を廃止し、旅団内に高射特科連隊を新設

那覇基地における戦闘機部隊を1個飛行隊から2個飛行隊に改編

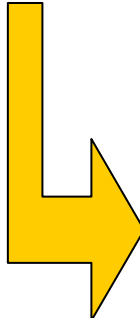
沖縄へのPAC - 3の配備と沖縄所在のPAC - 2のバージョンアップ (Config. 3化)

南西地域の体制について



統合による機能強化と部隊等の在り方の検討

動的防衛力の強化に資するため、島嶼部への攻撃に対する対応や周辺海空域の安全確保、さらに各種の事態が複合して発生した場合への対応においても、各自衛隊が一体となって有機的に対処し、国民の安全を確保できる態勢を構築



- ・ 統合的な観点から、各自衛隊における機動力、輸送能力、実効的対処能力の向上や、部隊の在り方について検討
- ・ 統幕の機能強化をはじめとする指揮統制機能の向上についても検討
- ・ 各自衛隊に横断的な機能の整理等



具体的な検討項目

- 機動展開体制
 - 統合通信・サイバー攻撃対処
 - 指揮統制・機能・基本部隊
 - 警戒監視・無人機
 - 防空態勢・高射部隊の体制
 - 事態演習・訓練・統合教育
 - 統合輸送・統合衛生
- など

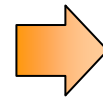
陸上自衛隊の新体制及び新中期防における事業について

体制の合理化

- ・ 部隊の編成及び人的構成を見直し、効率化・合理化を徹底しながら、高い機動力や警戒監視能力を備え、各地に迅速に展開することが可能な部隊を配置。
- ・ 戦車や火砲などの重い装備は削減。戦車については大量減勢に対応し、小型・軽量化、機動力向上、ネットワークによる戦闘能力の強化を図った10式戦車を継続配備。(22年度末の戦車は約790両であり、新中期防期間中に約190両が減勢する見込みの中で10式を約70両を整備)

16大綱

編成定数	
編成定数	15万5千人
常備自衛官定員	14万8千人
即応予備自衛官員数	7千人

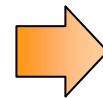


新大綱

編成定数	
編成定数	15万4千人
常備自衛官定員	14万7千人
即応予備自衛官員数	7千人

平成22年度末の陸上自衛隊編成定数は約16万人(常備自衛官は15万2千人)であり、新大綱に沿って、今後概ね10年間で定数6千人を削減していくこととなる。新中期防計画期間末の陸上自衛隊編成定数は約15万7千人程度(常備自衛官は約15万人程度)である。

戦車・火砲	
戦車	約600両
主要特科装備	約600門/両



戦車・火砲	
戦車	約400両
火砲	約400門/両

新大綱では、地对艦誘導弾(SSM)については、主要特科装備として算定せず。その整備については別途中期防において明示。

南西地域における体制の充実

- ・ 沖縄本島より西には陸上自衛隊部隊の配備がなく、防衛上一種の空白地域。
- ・ 平素からの情報収集・警戒監視及び事態発生時の迅速な対処に必要な体制を整備するため、**南西地域の島嶼部に、沿岸監視部隊を新編・配置するとともに、初動を担当する部隊を新編するための事業に着手。**

沿岸監視部隊：沿岸から、付近を航行する船舶や航空機等の情報を収集。なお離島にあっては災害時の支援も実施。

初動を担当する部隊：事態発生時に、状況を偵察し、重要施設を防護するほか、災害時に即応するなどの任務に従事。

海上自衛隊の新体制及び新中期防における事業について

南西地域等における情報収集・警戒監視活動に重点を置きつつ、対潜戦をはじめとする各種作戦を効果的に遂行し、周辺海域の防衛や海上交通の安全を確保し得るよう、以下の事業を推進

護衛艦 (16大綱: 47隻 新大綱: 48隻)

- ヘリコプター搭載護衛艦(DDH)、汎用護衛艦(DD)の整備 (DDH、DD合せて3隻)
- 地域配備護衛艦を機動運用化 (南西方面における活動や国際平和協力活動等に柔軟に運用) (5個護衛隊 4個護衛隊)



潜水艦 (16大綱: 16隻 新大綱: 22隻)

- 潜水艦の整備 (5隻)
- 潜水艦増勢のため、既存の潜水艦の延命や要員養成等を実施



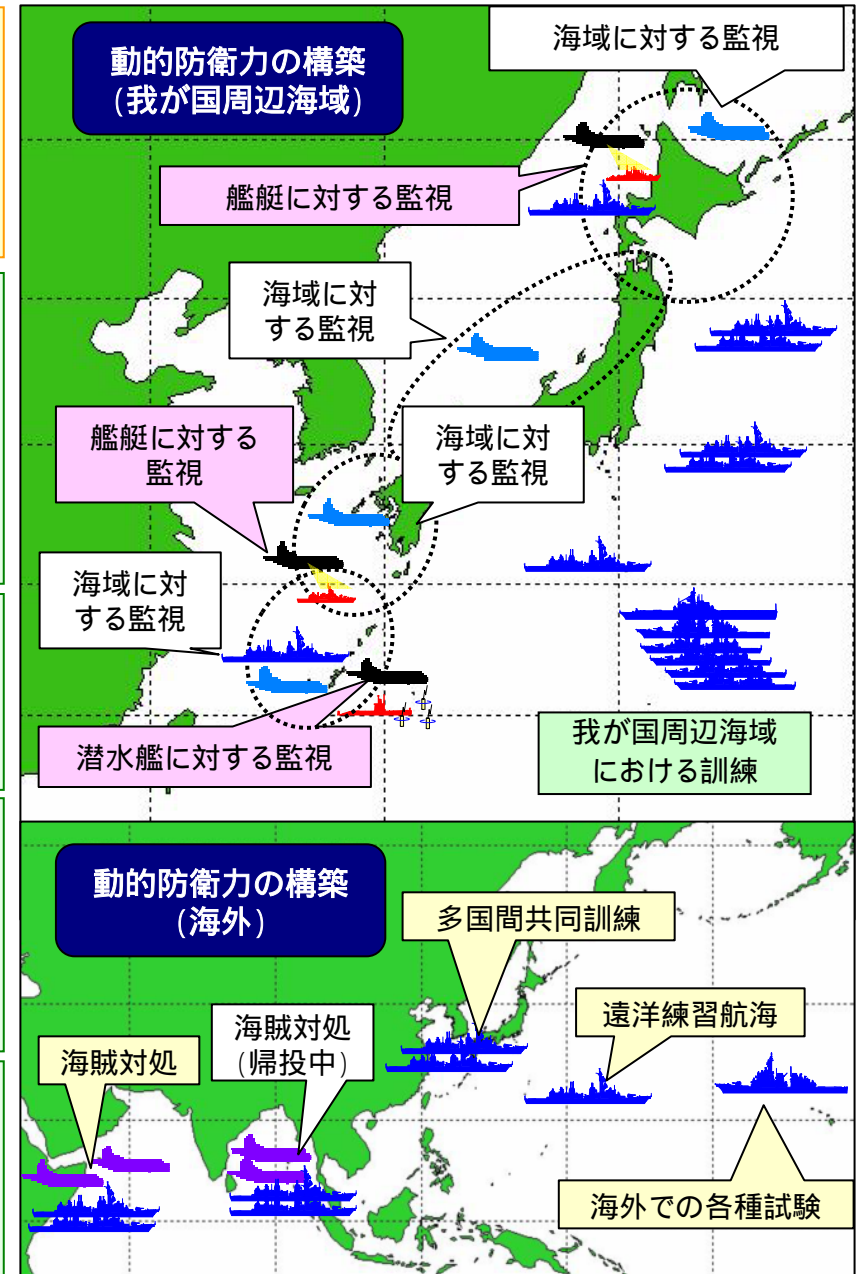
哨戒機

- 固定翼哨戒機(P-1)の整備 (10機)
- P-1の運用開始 (警戒監視エリアを拡大し、監視空白エリアに対処)
- 哨戒ヘリコプター(SH-60K)の整備 (26機)



その他主要事業

- 掃海艦艇(4隻)、掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)の整備(5機)
- 既存の護衛艦、固定翼哨戒機(P-3C)、哨戒ヘリコプター(SH-60J)、補給艦等の延命を実施



航空自衛隊の新体制及び新中期防における事業について (戦闘機)

中期防の記述

「現有の戦闘機 (F - 4) の後継機として、新たな戦闘機を整備」

概要

F - 4 戦闘機については、運用開始から約 40 年以上経過
平成 20 年代後半より減勢し、所要機数を割り込む見込み

我が国の防空等の任務を適切に実施するため、新中期防
において F - 4 戦闘機の後継機として、新戦闘機
12 機を整備を計画

戦闘機の数 16 大綱: 260 機 新大綱: 260 機

F - X 調査対象機種



F - 22



F - 15FX



Rafale



FA - 18E / F



F - 35



Typhoon

戦闘機部隊の配置

(平成 21 年度末)

- 戦闘航空団
- 航空総隊司令部 (府中)

F - 4 : 2 個飛行隊
F - 2 : 3 個飛行隊
F - 15 : 7 個飛行隊
1 個飛行隊: 約 20 機



航空自衛隊の新体制及び新中期防における事業について（新輸送機）



中期防の記述

「現有の輸送機（C-1）の後継機として、新たな輸送機を整備」

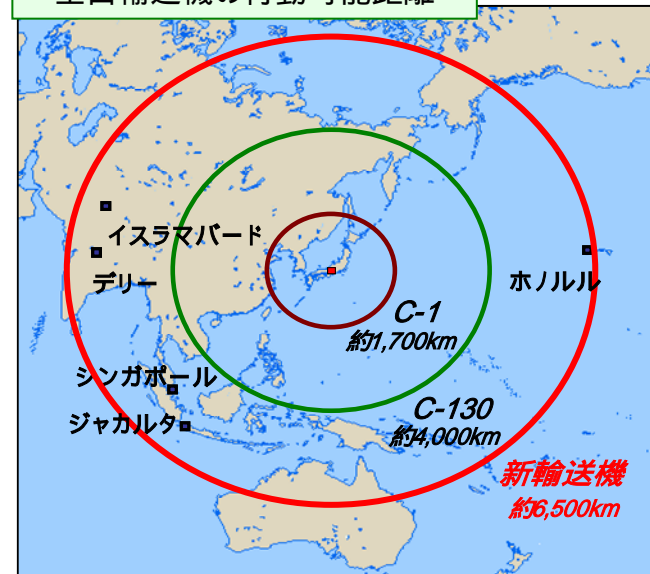
概要

C-1輸送機については、運用開始から約40年以上経過
平成20年代後半より減勢し、所要機数を割り込む見込み
戦術輸送能力を強化し、国際平和協力活動に積極的に取
組むため、新中期防において、新輸送機10機の
整備を計画

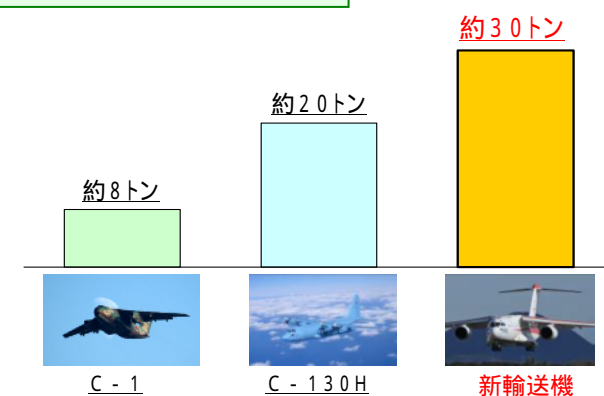
機体諸元の比較

	C-1	新輸送機
外観		
全長	約42m	約44m
全幅	約29m	約44m
全高	約10m	約14m
貨物搭載量	約8t	約30t
航続距離	約1,700 km (2.6t搭載時)	約6,500 km (12t搭載時)

空自輸送機の行動可能距離



最大貨物搭載量比較



弾道ミサイル防衛(BMD)への対応について

中期防の記述

弾道ミサイル攻撃への対処体制の強化に向け、引き続き、イージス・システム搭載護衛艦及び地対空誘導弾ペトリオットの能力向上等を行う。弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発を引き続き推進するとともに、その生産・配備段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずる。

地対空誘導弾ペトリオット(PAC-3)

PAC-3部隊の再配置

春日 岐阜 人間 千歳 三沢

那覇 1個高射隊のPAC-3化改修(23年度予算案)

第5高射群(沖縄)の1個高射隊を新たにPAC-3化改修するとともに、既存のPAC-3部隊の再配置によって全ての高射群にPAC-3を配備。

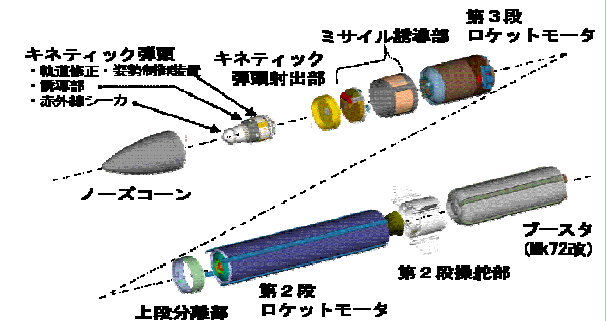
イージス・システム搭載護衛艦

「こんごう」型 4隻 + 「あたご」型 2隻

現有の「こんごう」型イージス艦に加え、新たに「あたご」型イージス艦2隻にBMD能力を付与し、弾道ミサイル対処体制を強化。

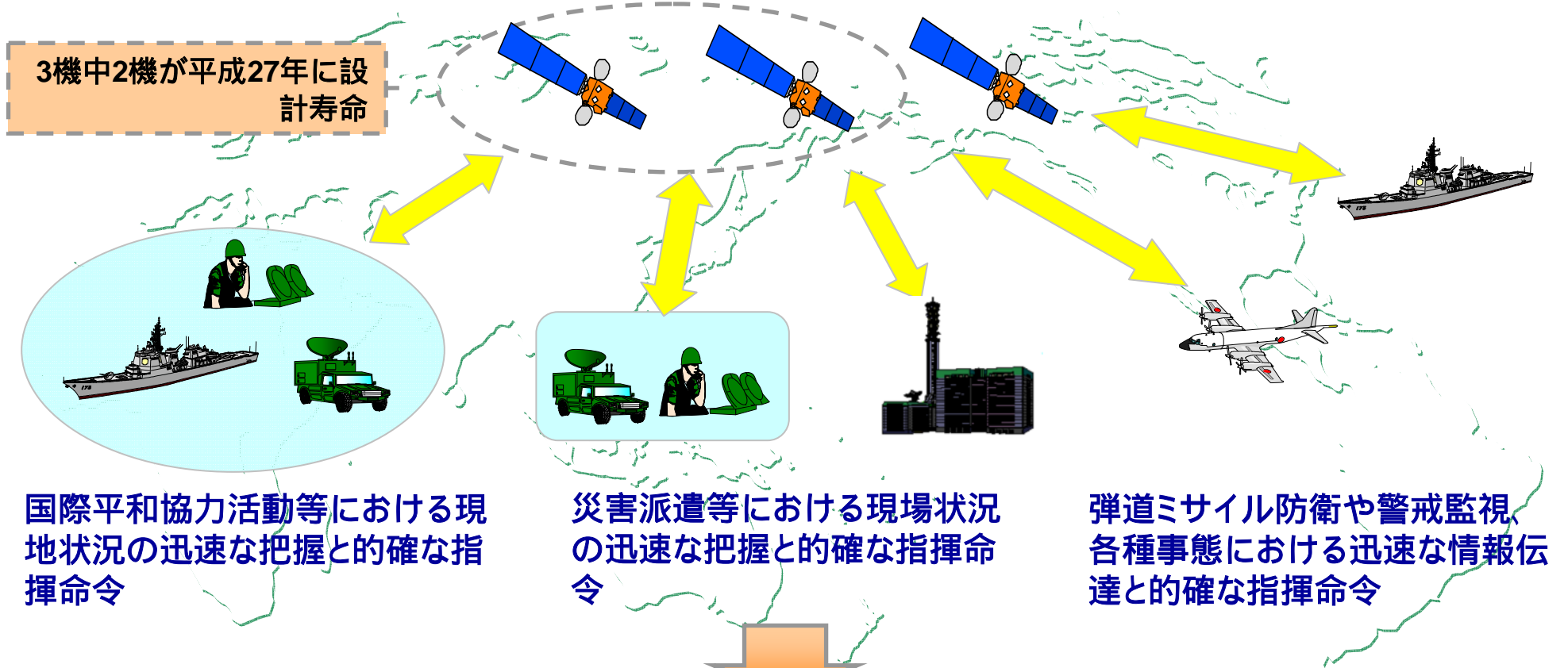
BMD用能力向上型迎撃ミサイル(日米共同開発)

将来的な脅威への対応を念頭に、弾道ミサイル対処能力を向上させるため、イージス艦に搭載するBMD用能力向上型迎撃ミサイル(SM-3 Block A)の日米共同開発を引き続き推進。



これらの取組を通じ、迅速な機動展開能力と常時継続的な待機態勢の向上が可能となる。

防衛分野での宇宙利用の促進にも資する高機能なXバンド衛星通信網の構築について



運用中の衛星のうち2機が平成27年に設計寿命を迎えることを踏まえ、後継機の衛星事業では、官側が、衛星通信の核である高機能な通信ミッション機器の製造に設計段階から関与して、企業側の事業リスクやコストを抑制しつつ、衛星プロジェクトの重要な部分を官側が管理する事業スキームを構築。

さらに、次期通常国会で衛星事業も対象とした改正PFI (Private Finance Initiative) 法が提出予定であることを踏まえ、衛星の製造から寿命に至る全ての業務を一つの企業が包括的に行う長期契約 (PFI事業契約) を締結し、民間資金や経営能力等を活用した事業スキームの構築を追求。

人事制度改革と後方業務の合理化

階級・年齢構成の是正

- 各自衛隊の特性に応じた任務と体力、経験、技能等のバランスを留意
- 幹部及び准曹の構成比率を引き下げ、士(一般に若年かつ低人件費)を増勢
- 自衛官の階級別定数管理を確立し人員を体系的に管理
- 退職自衛官の再就職援護、礼遇等の施策と一体的に早期退職制度を検討、導入

後方任用制度の導入

- 第一線部隊等に若年隊員を優先的に充当
- 第一線部隊等以外の職務に中高齢の隊員を活用し、最適化された処遇を適用
- 処遇最適化による捻出財源を活かし所要の実員を確保

後方業務の合理化

- 部外委託等により業務の質を向上しつつ、業務の合理化・効率化を推進
- 部外委託等により人員の一層の合理化を推進し、第一線部隊等に必要な人員を確保

人的資源の効果的活用

精強性の向上

人件費を抑制
効率化

後方任用制度

第一線以外に**後方任用制度を導入し、第一線部隊等への任期制士の補充を促進。**

第一線部隊等には若年隊員を優先的に充当し、精強性を向上。

第一線以外(機関、業務隊等)については中高年齢層等を有効活用。

第一線以外の職務について、負荷や責務、勤務形態を勘案し、最適化された処遇を適用。

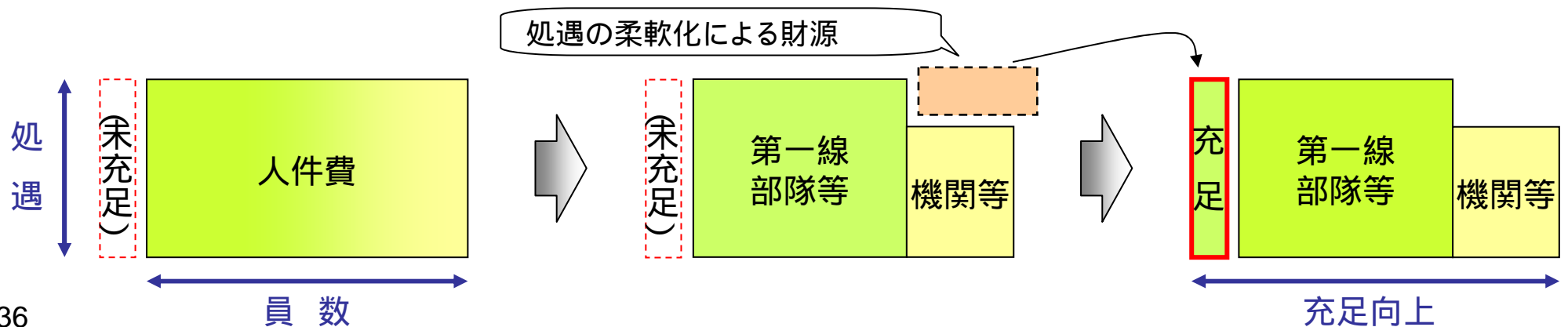
(新たな俸給体系を導入)

捻出財源により任期制士の補充を促進し、充足を向上(精強性の一層の向上にも寄与)。

有事や災害派遣等の際には第一線の戦力組成に組み込み。

限られた人件費の中でトータルの戦力を維持(新たなニーズにも効果的に対応)。

新たな枠組みにおいては、広域異動の免除、60歳定年等を考慮。



参考資料 - 人件・糧食費の自然増 -

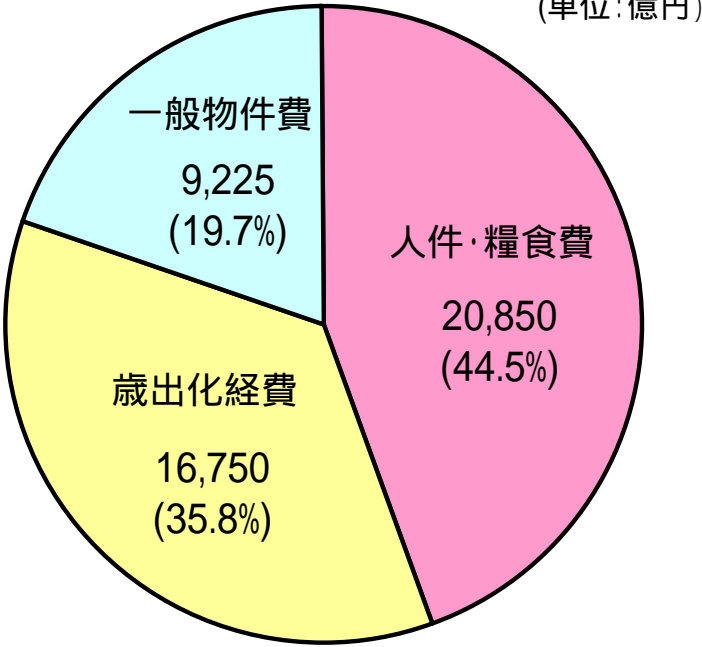
動的防衛力の発揮には、士に未充足が集中した人的構成の是正が不可欠。
 人的構成が高齢化・高階級化し、人件費の比率が高い防衛予算の構造。
 人事制度の抜本的な見直しにより、精強性を一層向上 人件費を抑制・効率化

自衛官の階級構成

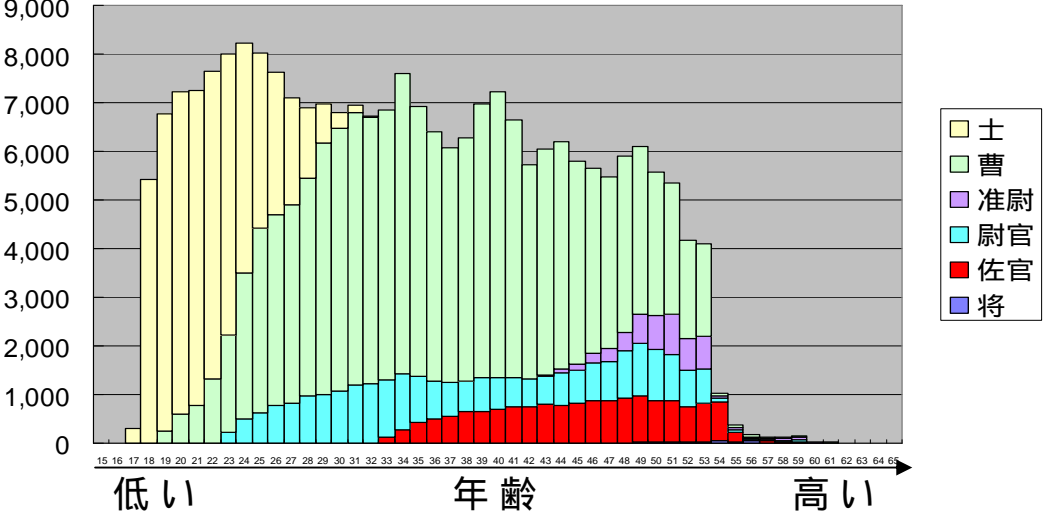
	定員	定員比率	現員	現員比率
幹部	45,056	18.1%	41,785	18.3%
准・曹	143,606	57.8%	141,968	62.0%
士	59,641	24.0%	44,783	19.6%
計	248,303	100%	228,536	100%

(単位:人)

防衛関係費の内訳(H22年度)

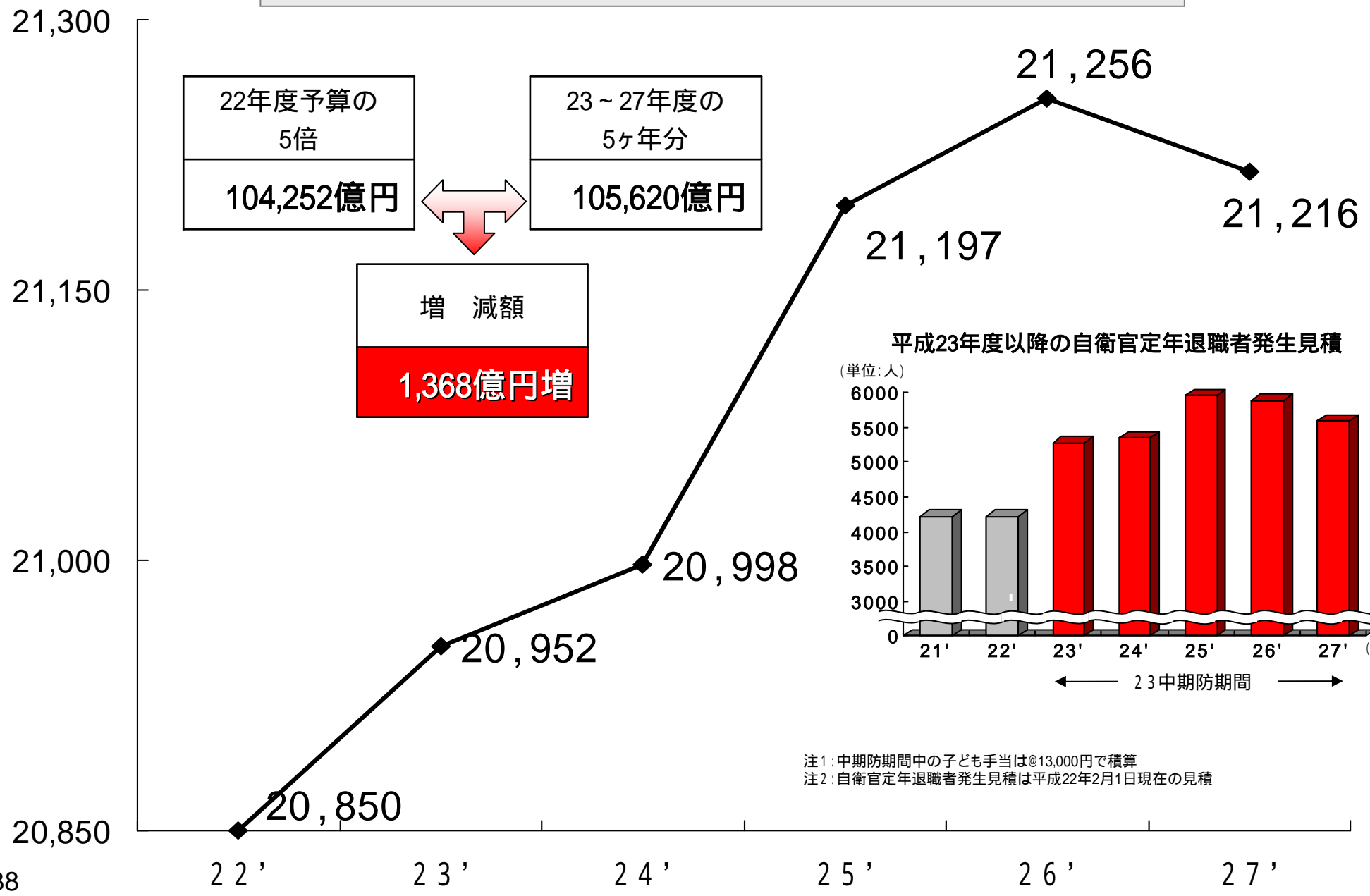


自衛官の年齢構成

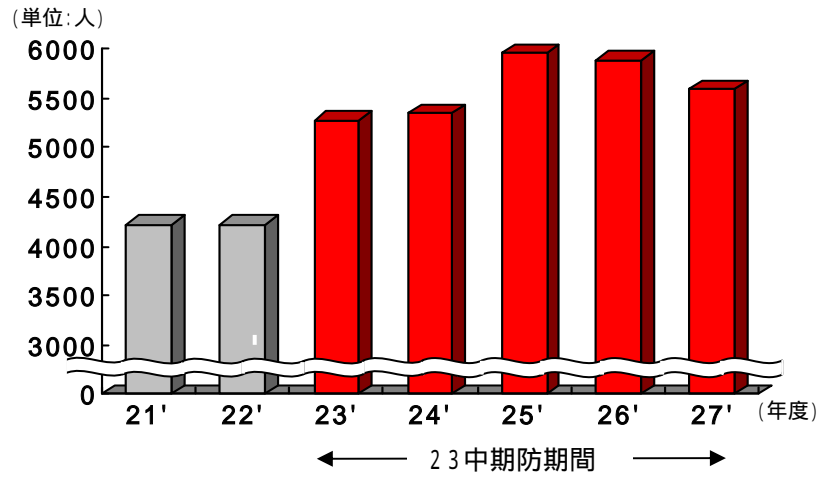


参考資料
- 人件・糧食費の自然増 -

(単位:億円)



平成23年度以降の自衛官定年退職者発生見積



注1: 中期防期間中の子ども手当は@13,000円で積算
注2: 自衛官定年退職者発生見積は平成22年2月1日現在の見積

防衛装備品をめぐる国際環境の変化（平和貢献、国際協力）

平和貢献・国際協力活動における防衛装備品の活用機会が増加。

自衛隊がPKO等に携行した重機等について現地から寄贈を要請されたり、海賊対策に日本の巡視艇の供与を求められるケースがある。

PKO等に活用した重機等の寄贈要請

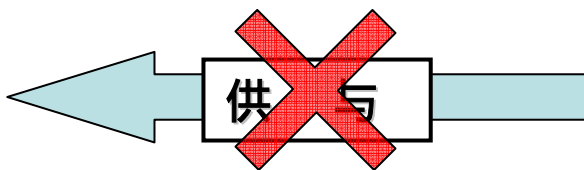


被災国

(例) PKO等で被災国等へ携行される自衛隊の重機等



仕様によっては重機も武器に該当する場合あり



武器輸出三原則等の例外を認めるため発出された内閣官房長官談話（平和貢献、国際協力分野）

日米物品役務相互提供協定下で行われる武器部品等の米軍への提供（平成8年、平成10年、平成16年）

人道的な対人地雷除去活動に必要な貨物等の輸出（平成9年）

中国遺棄化学兵器処理事業の実施に伴い必要な装備品の輸出（平成12年）

テロ対策特別措置法に基づく武器等の輸出（平成13年）

イラク人道復興支援特別措置法に基づく武器等の輸出（平成15年）

ODAによるインドネシアへの巡視船艇の輸出（平成18年）

補給支援特措法に基づく武器等の輸出（平成19年）

海賊対処法等に基づく武器等の輸出（平成21年）

日豪物品役務相互提供協定下で行われる武器部品等の豪軍への提供（平成22年）

防衛装備品をめぐる国際環境の変化(国際共同開発・生産)

防衛装備品における技術の高度化、高価格化が進む中、自国のみで全ての防衛装備品の開発を進めることは難しく、国際共同開発・生産が先進諸国で拡大。

米国が参加する共同開発も米国の同盟国が複数参加する流れ。

国際共同開発の具体例

装備品	開発開始時期	参加国
通信システム (MIDS) 	1994年	米国・フランス・ドイツ・イタリア・スペイン
改良型短距離艦対空誘導弾 (ESSM) 	1995年	米国・ドイツ・スペイン・オーストラリア等10カ国
戦闘機 (F-35) 	2000年	米国・イギリス・オランダ・イタリア等9カ国
無人機 (ユーロ・ホーク) 	2005年	米国・ドイツ

取得改革

厳しい財政事情、高価格化する装備品単価、増加する整備維持経費など、装備品取得をめぐる現状や、存立の岐路に立つ防衛生産・技術基盤の実態を踏まえ、防衛生産・技術基盤の維持・育成するための取組みを行ないつつ、調達制度や装備品等の維持・整備のあり方の見直しを行うことが必要。また、防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討

1. 防衛生産・技術基盤の維持・育成

防衛生産・技術基盤に関する戦略

安全保障上の重要性や国内産業の競争力強化の観点から国内に保持すべき重要な防衛生産・技術基盤を特定し、その分野の維持・育成に注力する「**選択と集中**」という考え方にに基づき、**必要とされる防衛生産・技術基盤のあるべき方向性を示す**ことを目的に策定。

防衛関係企業が企業経営を行なう上での予見可能性を高め、防衛装備品の生産に関し収益リスクの抑制、長期的視点からの投資、研究開発、人材育成等に寄与。

2. 効果的かつ効率的な装備品等の取得の推進

効果的かつ効率的な装備品等の取得

調達価格の管理に係る手法(コスト・マネジメント)の確立、具体的には設定した目標コストを達成するために**プロジェクトの内容、期間、コストの総合的管理及び短期集中調達・一括調達等の実施**。

新たな契約方式(PBL: Performance Based Logistics)の導入

PBLとは、装備品等の補給・維持に係る業務などを、複数年度にわたる契約の下、企業に可動率等の保証を義務付ける契約。**企業側は長期安定的に業務を受注する中で部品調達などの創意工夫を自らが行ないコスト削減等が可能。防衛省側はコスト削減と高い可動率等の実現が可能。**

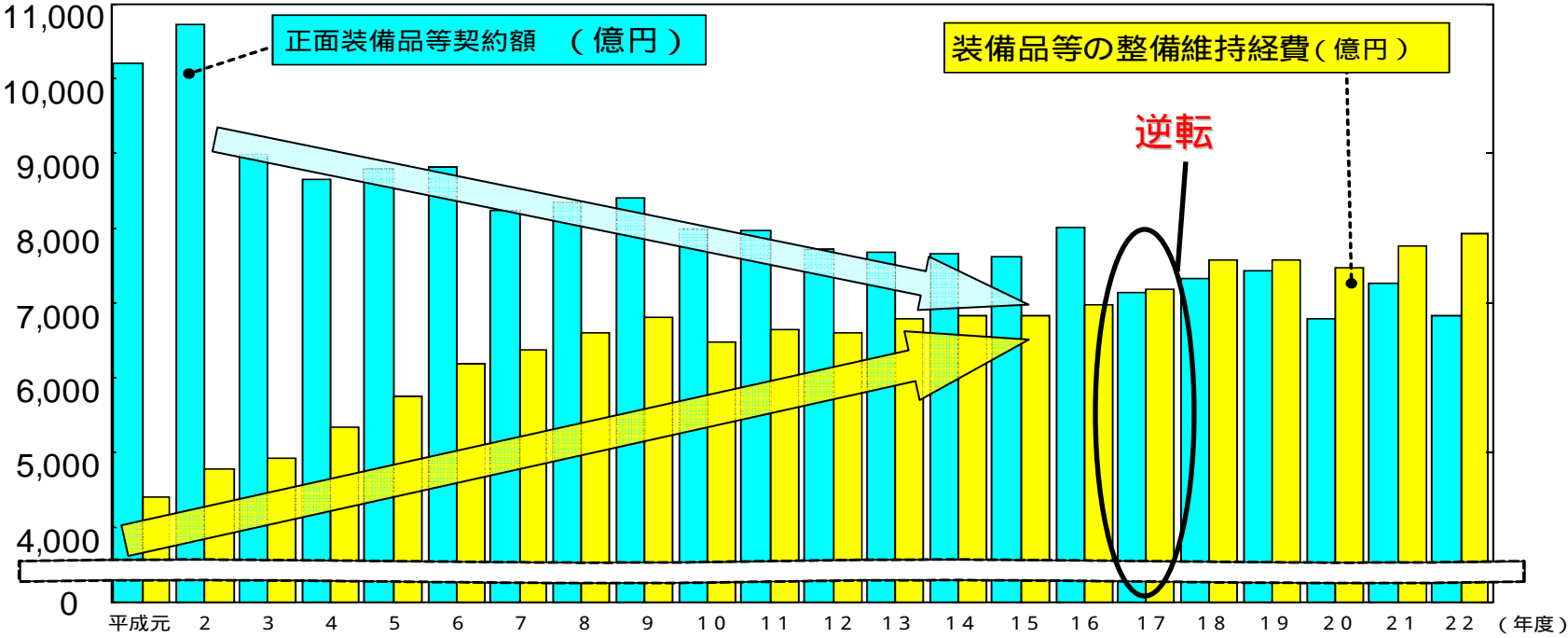
3. 防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討

平和への貢献や国際的な協力において、自衛隊が携行する重機等の装備品の活用や被災国等への装備品の供与を通じて、より効果的な協力ができる機会が増加している。また、国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっている。このような大きな変化に対応するための方策について検討する。

参考資料

- 装備品の整備維持経費の増加 -

正面装備品契約額・装備品等の整備維持経費（億円）

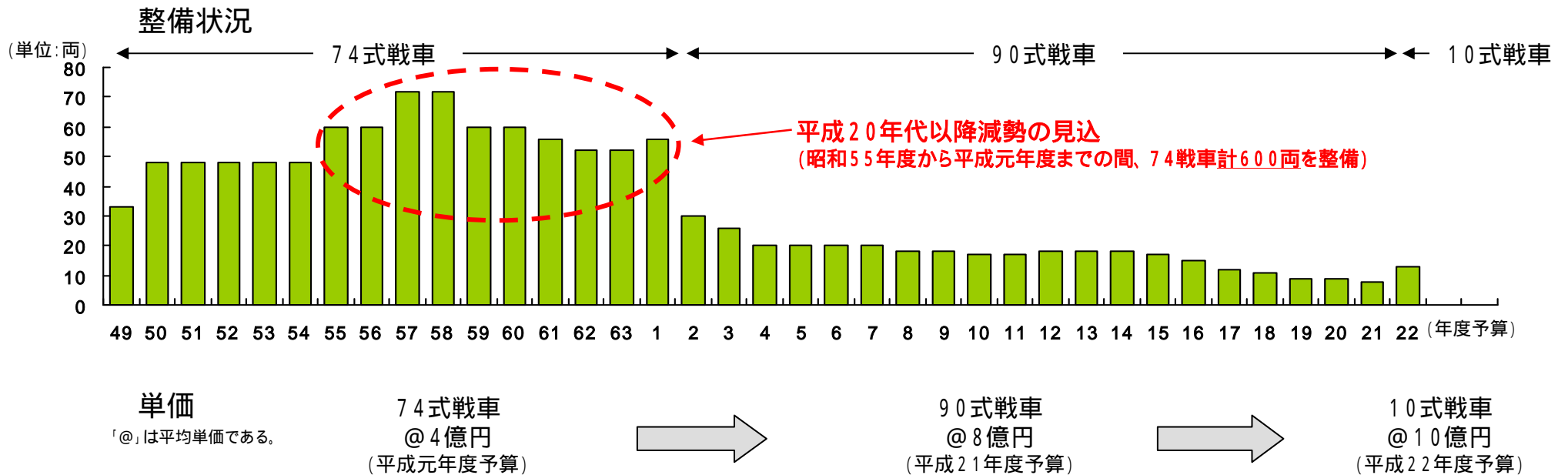


	正面装備品等契約額	装備品等の整備維持経費
平成元年	1兆207億円	4,400億円
	33%減	80%増
平成22年	6,837億円	7,923億円

参考資料 - 装備品の大量減耗と単価増 -

昭和50年代以降に整備した装備品が、大量に減勢する時期が到来(装備品の『団塊の世代』問題)
それに加え、新たな装備品は機能向上等により、高価格化が進展

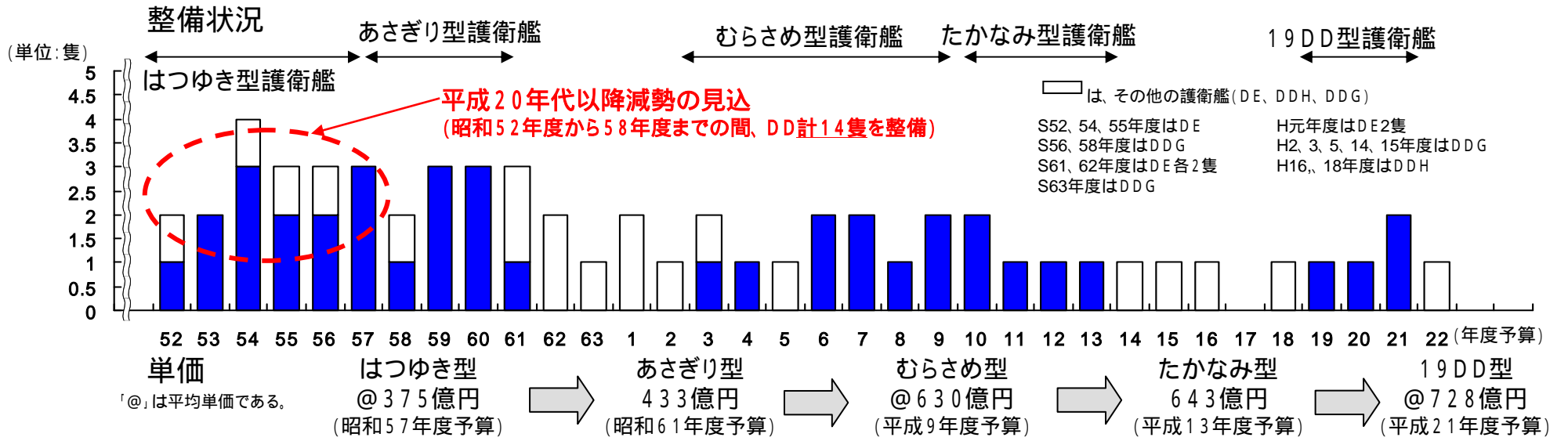
1. 戦車の例



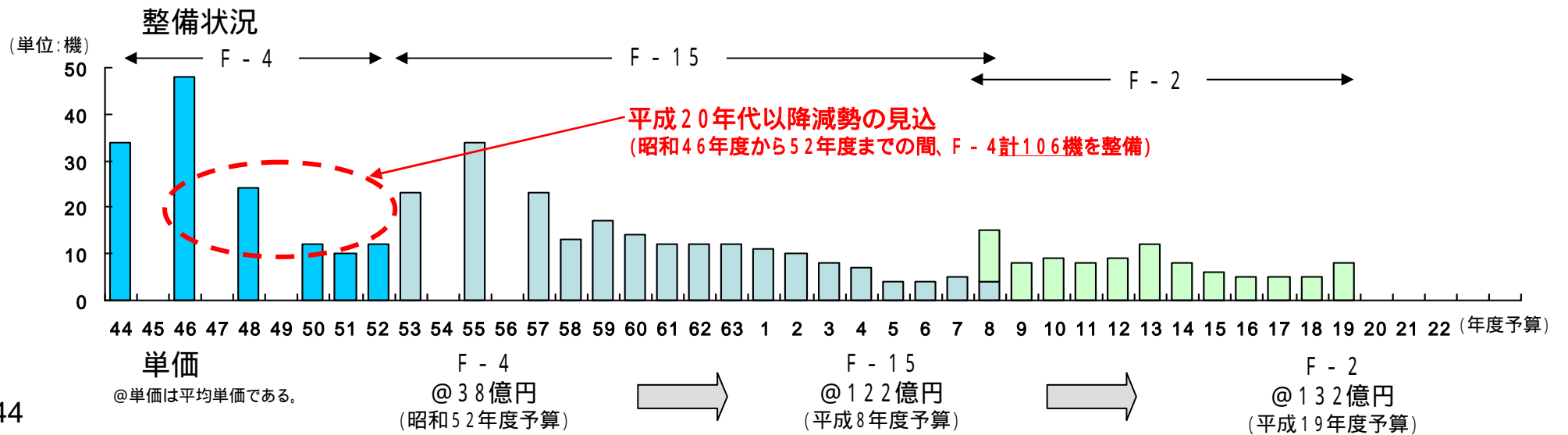
参考資料

- 装備品の大量減耗と単価増(つづき) -

2. 汎用護衛艦(DD)の例



3. 戦闘機の例



大綱・中期防で示された安全保障と防衛力の在り方に係る検討項目

国としての統合的かつ戦略的な取組	平素からの関係機関の連携、事態に際しての適切な意思決定のため、法的側面を含め必要な対応を検討
	安全保障に関する内閣の組織・体制等を検証し、政策調整と総理への助言等を行う組織を官邸に設置
	国連平和維持活動の実態を踏まえ、PKO参加五原則等我が国の参加の在り方を検討
日米同盟	地域の不測事態に対する米軍の抑止・対処力の強化を目指し、日米協力の充実に図るための措置を検討
防衛装備品	防衛装備品をめぐる国際的な環境変化(平和貢献・国際協力、国際共同開発・生産)に対する方策を検討

1 統合による機能強化・部隊等の在り方の検討

自衛隊の一体的な運用の実効性を高めるため、統合的な観点から指揮管理や横断的機能の警戒監視、輸送、情報通信、衛生、高射等の機能について検討。

2 横断的な視点による資源配分の一元化・最適化の検討

自衛隊の現有能力を把握し、横断的な視点で効果的に資源配分をなしうるような事業・予算配分、後方業務や情報ネットワーク等の一元化・最適化のための仕組みの構築を検討。

3 人的基盤に関する抜本的な制度改革の推進

精強性を向上させるため、自衛官の階級別定数管理を確立し、士の増勢など各自衛隊の特性に応じた階級・年齢構成の見直し、新たな任用制度や各階層の活性化のための施策、早期退職制度、募集・再就職援護に関する施策等の検討。

4 総合取得改革の推進

防衛生産・技術基盤の戦略策定、装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討、装備取得に関する契約制度、維持整備方式の改善等の総合取得改革の推進。

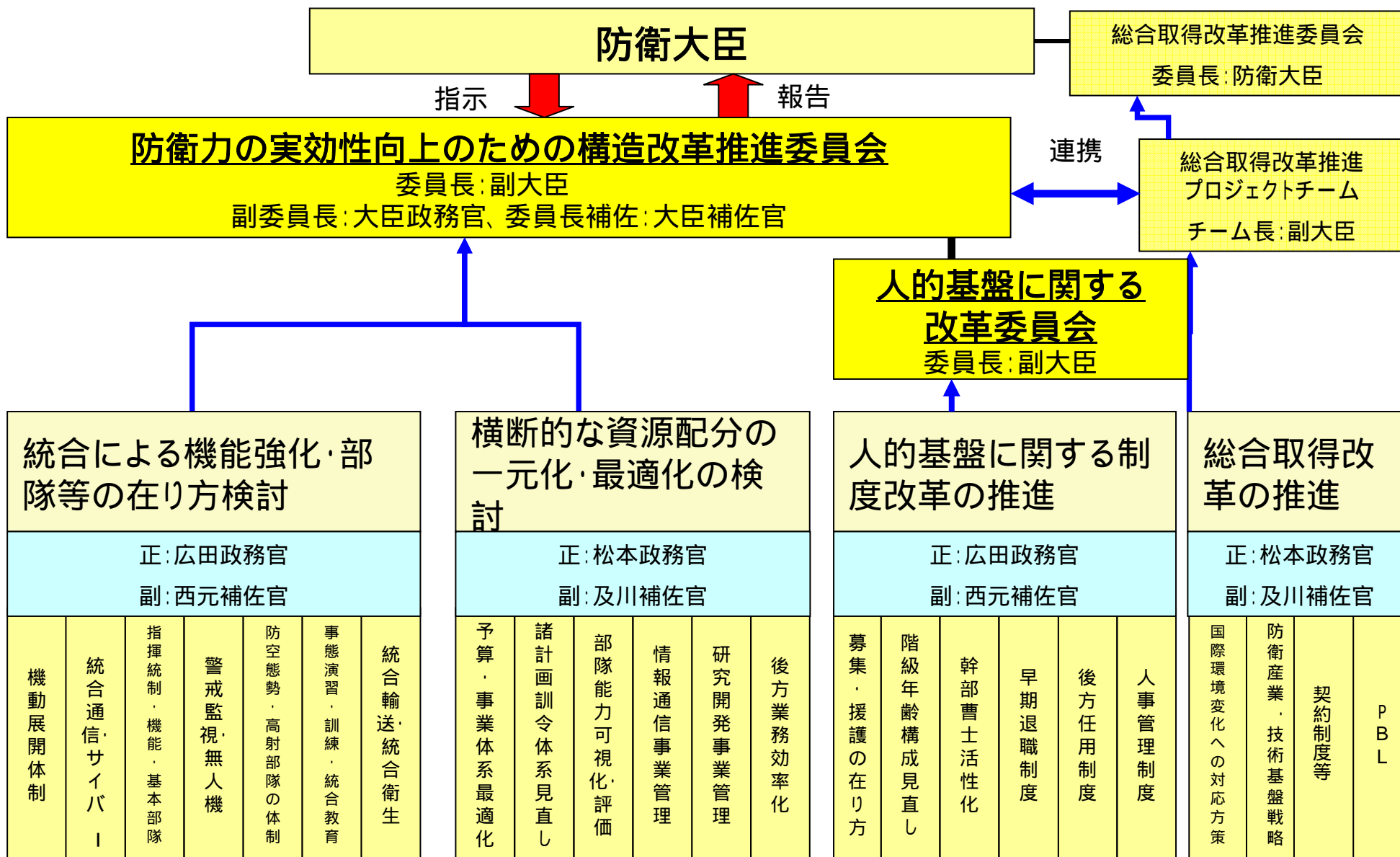
大綱・中期防で示された動的防衛力の構築に向けた 防衛力の構造的な改革への取り組みについて

新たに決定された「防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」において、動的防衛力の構築に向け、統合的・横断的な観点から、前例にとらわれることなく、自衛隊全体にわたる装備、人員、編成、配置等の抜本的な効率化・合理化を図り、真に必要な機能に資源を選択的に集中して、防衛力の構造的な改革を行い、防衛力の実効性を向上する。（22.12.27 大臣指示）

当面の今後の検討のスケジュール

- 抽出された具体的論点のうち、早期の対処が可能な短期的課題については、制度改正や業務プロセスの見直しといった改善措置を6月までに講ずるなどして、一定の結論を得るとともに、予算措置が必要なものは24年度予算要求に反映。
- その他の中長期的な論点についても、改善に向けて検討の深化を図るアクションプラン（ロードマップ）を策定し、問題の解決に向けて継続的な取り組みを実施。

防衛省における防衛力の実効性向上のための構造改革の推進の枠組み



← 内局、各幕において相互連携し、検討を実施 →

防衛省改革において検討が進められている事項については、当該検討と十分に連携し改革を推進するものとする。

第2部 分かりやすい防衛大綱の解説

2011.2.12
北九州市立大学
基盤教育センター
准教授 戸蒔仁司

1. 「動的防衛力」とは何なのか

■ 方針転換

「従来型の基盤的防衛力構想」から脱却して、今後は動的防衛力という方針で行きましょう！」

基盤的防衛力構想
(51、07、16大綱)

動的防衛力
(新大綱)

(1) 新大綱の関連箇所その1

今後の防衛力については、防衛力の存在自体による抑止効果を重視した、従来の「基盤的防衛力によることなく、各種事態に対し、より実効的な抑止と対処を可能とし、…、活動を能動的に行い得る動的なものとして、…、即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築する。

…、

本格的な侵略への備えについては、不確実な将来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持に必要な範囲に限り保持することとする。

イ) 防衛力の存在自体による抑止効果を重視した、従来の「基盤的防衛力によることなく、
「基盤的防衛力構想」からの離脱

ロ) より実効的な抑止と対処を可能とし、…、即
応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性
を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度
な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力
を構築

水色部分は16大綱から継承

黄色部分が新大綱に独自、つまり、

基盤的防衛力構想にはよらない

「実効的な抑止と対処」を目的に

「活動を能動的に行い得る動的なもの」

(2) 新大綱の関連箇所その2

防衛力を単に保持することではなく、平素から情報収集・警戒監視・偵察活動を含む適時・適切な運用を行い、我が国の意思と高い防衛能力を明示しておくことが、…、抑止力の信頼性を高める重要な要素となってきた。このため、装備の運用水準を高め、その活動量を増大させることによって、より多くの能力を発揮することが求められており、このような防衛力の運用に着眼した動的な抑止力を重視していく必要がある。

装備の運用水準を高め、その活動量を
増大させることによって、より多くの能力
を発揮

イ) 活動量を現状以上に増大、能力を積極
的に用い、強力な展開力を明示し、抑止
に役立てる

平素から情報収集・警戒監視・偵察活動を含む適時・適切な運用を行い、我が国の意思と高い防衛能力を明示しておく

- ロ) 分野の重点化を計り、
- ハ) その際、ISR強化による常続監視を特に強調

(3) 新大綱の関連箇所(その3)

本格的な侵略事態への備えとして保持してきた装備・要員を始めとして自衛隊全体にわたる装備・人員・編成・配置等の抜本的見直しによる思い切った効率化・合理化を行った上で、真に必要な機能に資源を選択的に集中して、防衛力の構造的な変革を図り、限られた資源でより多くの成果を達成する。

限られた資源でより多くの成果を達成する

イ) 16大綱からの踏襲

真に必要な機能に資源を選択的に集中

ハ) この部分が新大綱に独特の表現

まとめ

「動的防衛力」とは何か？

資源を特定の重要分野に集中化しつつ、
ISRを含む運用水準を高め、
我が国の意思と高い防衛力を明示する
ことによって、
周辺国に対する抑止力と対処能力を強
化するための総合的防衛力

2. 動的防衛力は何を目指すのか

新安保懇、2010年8月

報告書『新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想』

「多機能・弾力的・実効性を有する防衛力を引き続き目指すべきことは当然」

「多機能・弾力的・実効性を有する防衛力の考え方を引き継ぎつつ」

= 動的防衛力は16大綱の「多機能・弾力的・実効性を有する防衛力」の強化発展バージョン。

16大綱の「多機能・弾力的・実効性を有する防衛力」との違い

= 「力点のウェイト付け」が異なる

南西の島嶼防衛、周辺海空域、全般を通じた常続監視の徹底、が強調されている

16 大綱以降の周辺情勢の変化

- (1) 弾道ミサイル問題を含めた北朝鮮問題をめぐる緊張の激化
- (2) ロシア極東方面における軍事動向の活発化
- (3) 中国海軍の東部方面への海洋進出傾向の高まり

ロシア情勢

「ボストーク(東方)2010」大規模演習

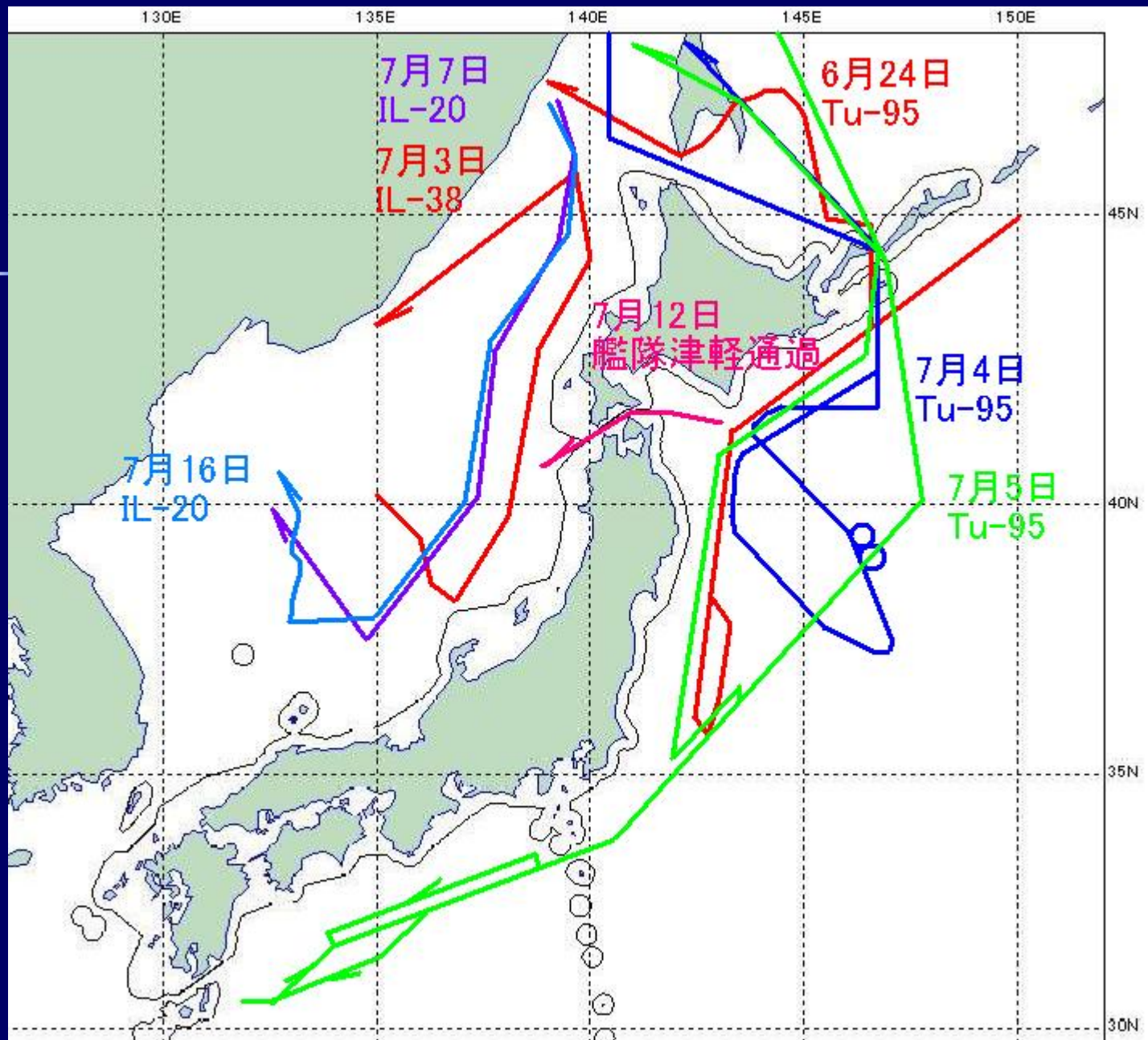
期間...2010年6月29日～7月8日

規模...総勢2万人規模

極東軍管区、シベリア軍管区、ヴォルガ・ウラル軍管区
の地上軍 + 北洋艦隊・黒海艦隊の海上兵力、+
遠距離航空部隊、輸送航空部隊の航空兵力

内容...軍事再編の総合的な成果検証

択捉島の演習場でも師団規模で演習



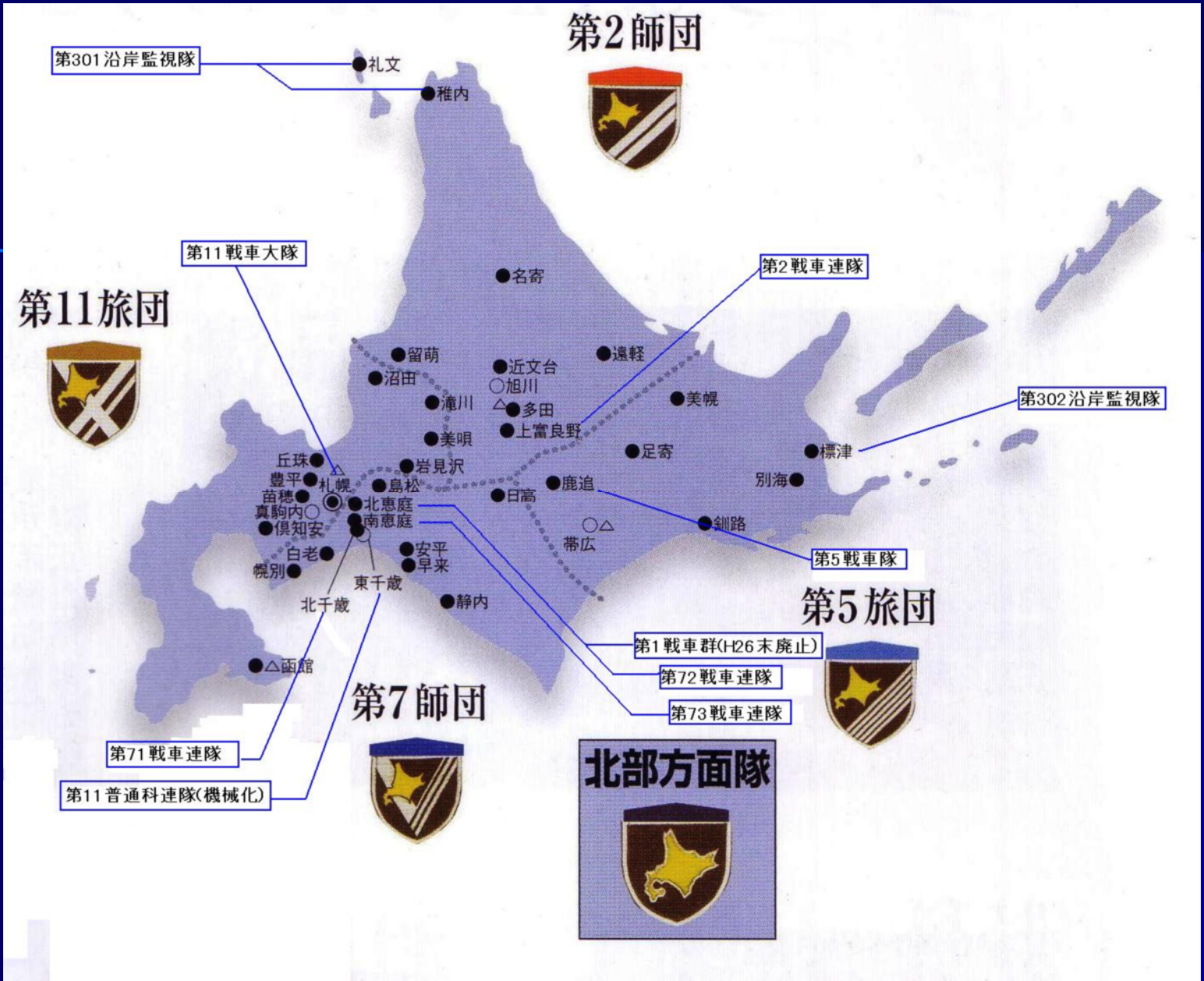


MISTRAL

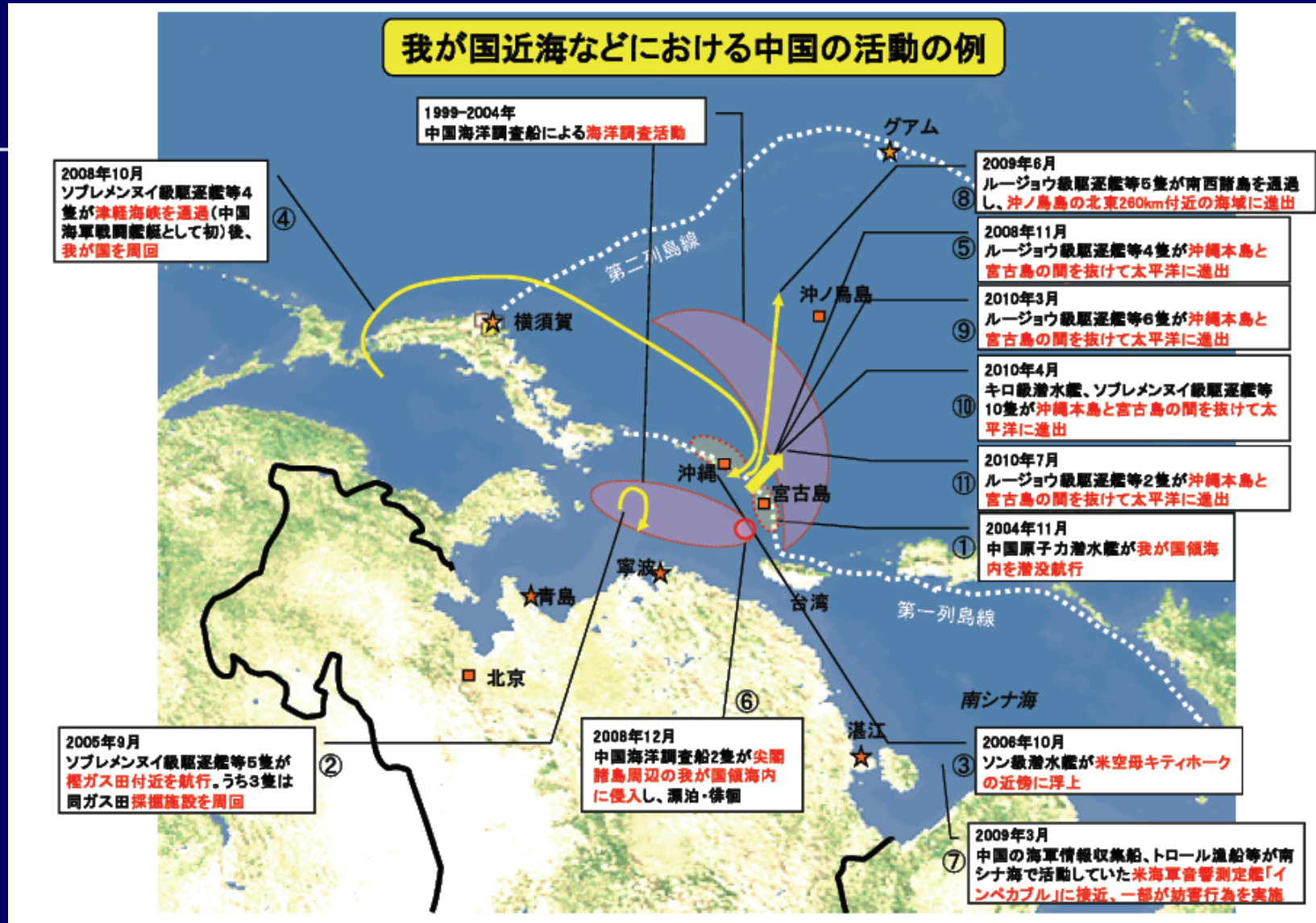
6/2006, *Ships of the World* / 1305010

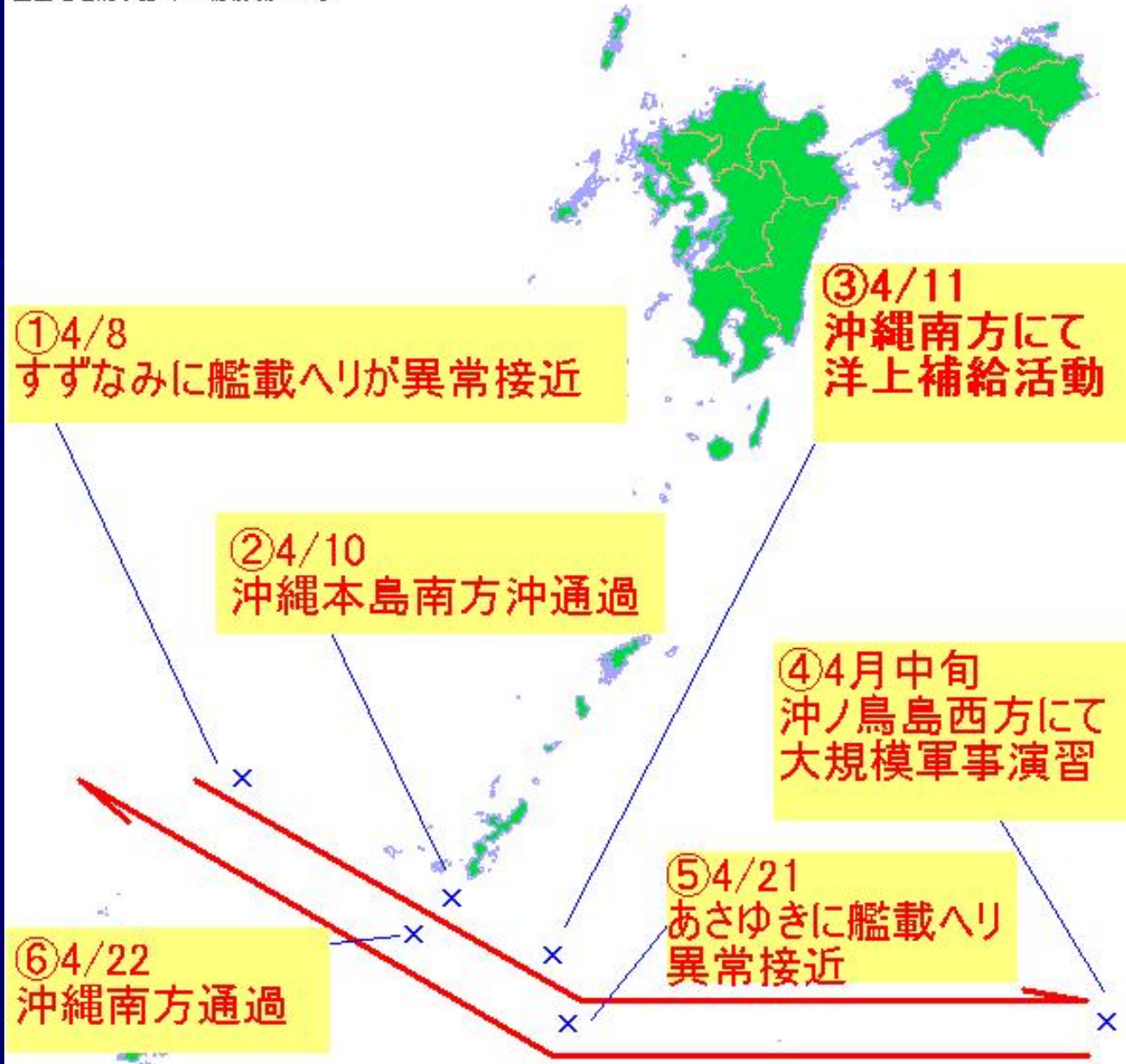
jfs.janes.com

【出典】Jane's Fighting Ships 2010-2011, p.261

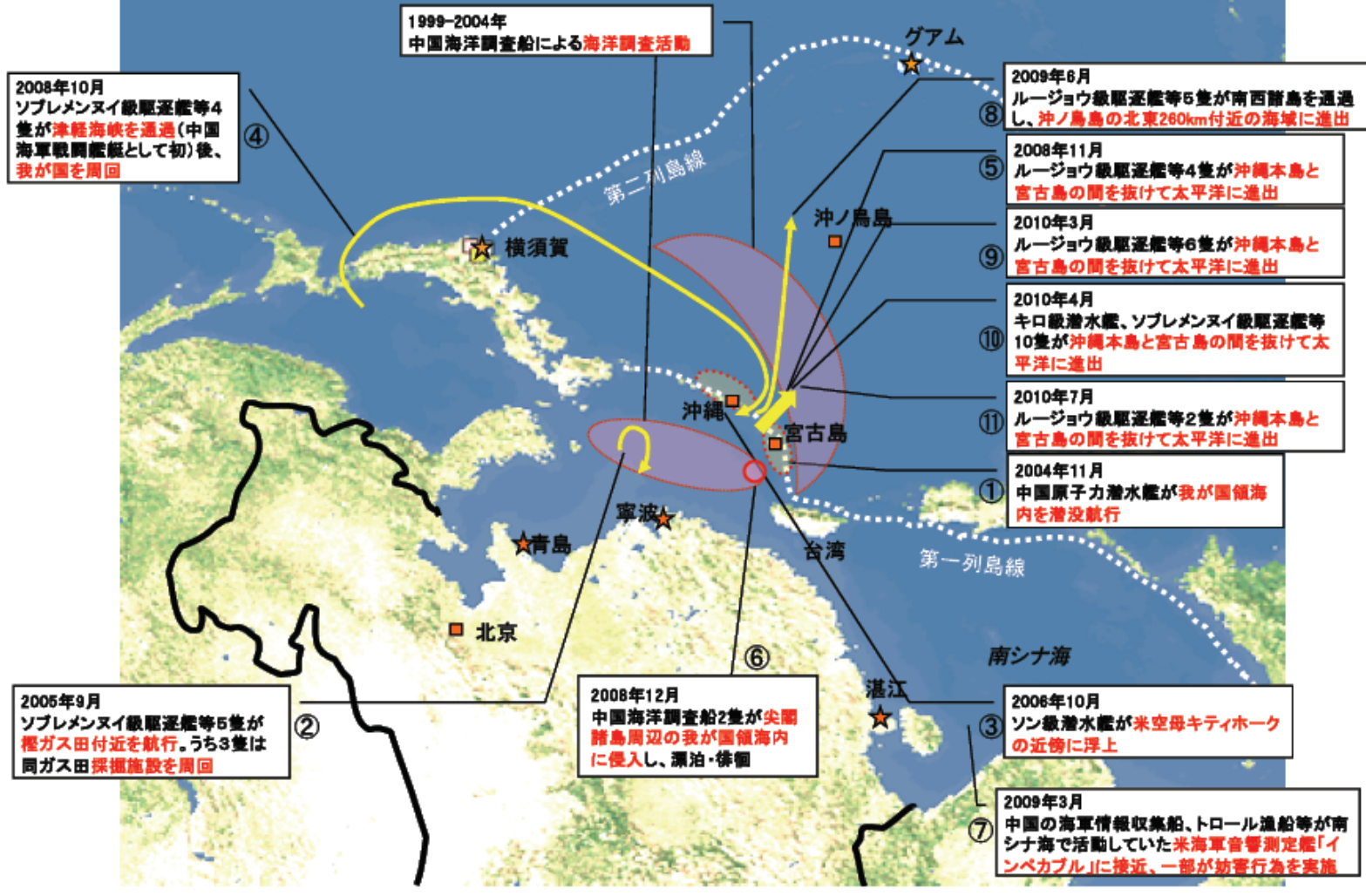


(3) 中国海軍の周辺への海洋進出傾向





我が国近海などにおける中国の活動の例



中国の海洋戦略について

- 「第1列島(防衛)線」「第2列島(防衛)線」の内側での制海権の掌握
- 「接近阻止・領域拒否」(A2/AD)能力の重視

3. 課題

「南西方面」重視で間違いないか？

ロシア問題は検討しなくてよいのか？

これ以上の「機動力」は何が担保するのか？

BMD体制は大丈夫か？



資料 16 大綱以降の我が国周辺情勢の変化について

16 大綱以降の我が国周辺の状況の変容については、第一に、北朝鮮の弾道ミサイル問題の緊迫化が挙げられる¹。2006(平成 18)年には、北朝鮮による大規模なミサイル発射実験が再び実施され、計 7 発の各種ミサイルが発射され、7 月 5 日午前 3 時半から午後 5 時半まで行われたこの実験では、スカッド、ノドン、テポドンなどが発射されたが、全てが日本海に着弾している。また、2009(平成 21)年 4 月と 5 月にも北朝鮮のミサイル発射実験が行われた。この時、北朝鮮は通信衛星の打ち上げ準備であると公表し、4 月 4 日から 8 日の間に打ち上げを予定していることを通告するとともに、落下可能性のある危険水域を発表していたため、政府は防衛大臣が初となる「弾道ミサイル等に対する破壊措置命令」を発し、SM-3、PAC-3 による迎撃出動となった。破壊措置命令に対し、自衛隊は BMD 統合任務部隊を編成、SM-3 搭載型イージス艦「こんごう」「ちょうかい」が日本海沖に、PAC-3 部隊を東北・首都圏に展開させ、迎撃態勢を整え、4 月 5 日午前 11 時半、発射が確認、7 分後に東北を通過したことが確認された。結局、日本落下の危険性なしと判断され、迎撃は未然に終わった。さらに翌月 5 月 25 日朝には、北朝鮮が二度目の地下核実験を断行、その直後に、3 日間にわたり相次いでミサイル実験も行っている。ただし、このときの実験は、対空ミサイル(3 発)、対艦ミサイル(2 発)であったが、いずれも日本海に向けて発射されたものであった。なお、従来、北のミサイル発射施設は、朝鮮半島東北部・日本海沿岸の舞水端里(テポドン等)、旗対嶺(ノドン等)であったが、新たに、北西部、中国国境付近に東倉里という大規模な発射施設を建設し、今後は、テポドン等の発射に用いられると考えられている。このように、16 大綱下においても北朝鮮の弾道ミサイルの脅威は引き続き切迫したものであり、16 大綱で整備された BMD 統合任務体制は、課題を含むも、実効性ある防衛力を発揮し得たと評価できる。このように考えると、北朝鮮の弾道ミサイル問題に関しては、その緊迫度が増してきたものの、16 大綱の想定通りと言え、改めて脅威認識の変容を迫る事態ではなかったと考えて良い。

16 大綱後の新たな状況の第二としては、ロシアの軍事動向の活発化趨勢が挙げられる。我が国周辺空域に接近する識別不明機に対する空自飛行隊による緊急発進の回数のグラフは、冷戦期の 1976(昭和 51)年から 1989(平成 1)年までの高い山(頂点は昭和 59 年の 944 回)以降、激減傾向にあった。その結果、16 大綱策定時の 2004(平成 16)年には 141 回にまで減少したが、この年を境にして再び増加傾向に転じ、2005(平成 17)年の 229 回、2006(平成 18)年の 239 回、2007(平成 19)年の 307 回、と再び山を形成しようとしている。しかも、そのうち、ロシアの爆撃機等による接近が 17 年 82%、18 年 82%、19 年 81%、と大半を占めており、回数自体も増加傾向にある(17 年 116 回、18 年 196 回、19 年 253 回)。さらに、その中で 18 年 1 月には AN-72 輸送機が礼文島北方沖を、20 年 Tu-95 戦略爆撃機が伊豆諸島南部沖を領海侵犯するという事案が発生している。このように、我が国周辺空域におけるロシア空軍の活動が活発化しているのが、16 大綱以降の状況である。また、ロシア軍は、2008 年 9 月以降、組織改編を進めており、兵力の大幅削減によるコンパクト化を図りつつ、全ての軍管区について師

団・連隊を廃止し、旅団化するとともに、全部隊の常時即応態勢を整えようとしている。極東軍管区ではポストーク軍事演習が隔年で行われてきたが、2010年6月29日から7月8日にかけて実施されたポストーク2010では、こうした軍事再編の成果検証を兼ねて従前よりかなり大きな規模で実施されている。ポストーク2010には、極東軍管区、シベリア軍管区、ヴォルガ・ウラル軍管区の地上軍に加えて、北洋艦隊、黒海艦隊の海上兵力、遠距離航空部隊、輸送航空部隊等の航空兵力も参加し、総勢2万人規模が動員され、また、内容も総合的であった。しかも演習の一部は、択捉島のオクチャブリスキー演習場でも実施され、師団規模の部隊が演習を行っている。なお、ポストーク2010をめぐっては、その前後におけるロシア機の動向は特に活発であり、6月24日にはTu-95が2機編隊で宗谷海峡、国後水道経由で三陸沖を周回、7月3日には対潜哨戒機IL-38が2機編隊で北海道西方沖、能登半島北方経由で日本海を周回、7月5日にはTu-95が24日と同様のコースで飛来した後、同じくTu-95が2機編隊で国後水道経由で太平洋を南下、房総沖、伊豆諸島の「東京急行」ルートを取り、そのまま紀伊半島、四国沖、鹿児島沖まで飛来した。さらに、7月7日には情報収集機IL-20が3日と同様のルートで飛来するなどしている。16大綱には、ロシアについて「冷戦終結後、極東ロシアの軍事力は量的に大幅に削減されたが、この地域においては、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多数の国が軍事力の近代化に力を注いできた」とのみ記されているに過ぎなかったことを考えると、16大綱以降のこうした動向は、新たに注意を喚起すべき事態と言っていよい。

第三に、中国の海洋進出傾向の強まりが挙げられる。前述のように、16大綱の中国に関する状況判断では、「核・ミサイル戦力や海・空軍力の近代化を推進するとともに、海洋における活動範囲の拡大などを図っており、このような動向には今後も注目していく必要がある」と記されたのみであり、実効的な対応のうち、島嶼部に対する侵略への対応、武装工作船等への対応等は、16大綱策定当時は主として北朝鮮が想定されていたきらいがあったと言えるが、16大綱後の中国の海洋進出傾向の高まりは想定を大きく超えるものであった。例えば、2005(平成17)年には東シナ海の檜ガス田周辺を中国のソブレメンヌイ級駆逐艦を含む5隻の艦隊が旋回、警備し、また、2008(平成20)年10月、ソブレメンヌイ級駆逐艦1隻、フリゲート2隻、補給艦1隻の計4隻の艦隊が津軽海峡を通過、さらに日本近海の太平洋を南下、沖縄沖を通過して日本を周回している。津軽海峡を通過した中国の戦闘艦はこれが初めてであった。同年11月にはルージュウ級駆逐艦等の計4隻が沖縄沖を通過、また12月には海洋調査船が日本領海内で航行している。さらに、2010(平成22)年4月、ソブレメンヌイ級駆逐艦2隻を含む計10隻からなる艦隊が、沖縄沖を通過し、沖ノ鳥島西方海域で大規模総合演習を実施した。しかも、沖縄沖通過時4月8日には、艦載ヘリが護衛艦「すずなみ」に対して高度30m距離90mまで、通過後4月21日には「あさゆき」に対して高度30m距離90mの接近旋回を行っている。

中国の我が国周辺海域に対する進出傾向が活発化したのは今世紀以降であり、その端緒は16大綱策定時以前にまでさかのぼることができる。例えば、2000(平成12)年には、3月に奄美北西沖で5隻、4月に沖縄本島北

西沖で 4 隻、6 月には五島列島南西沖で 3 隻の海軍艦隊が確認され、5 月には海軍情報収集艦「海氷 723」が日本列島を周回するのみならず、対馬海峡、津軽海峡では反復航行を行い、海底地形等の観測を行ったことが確認されている。翌年 2 月には沖縄本島北西沖で揚陸艦を含む 6 隻の航行が確認されているなどしており、既に述べた 2003 年の民級潜水艦の大隅海峡通過や 2004(平成 16)年の漢級原潜による領海侵犯事案は、こうした海洋進出傾向の延長線上に位置づけられる。ただし、初期は行動範囲の中心が東シナ海周辺に置かれていたのに対して、2005 年以降は南西諸島以東のより外洋に向かう傾向がある。16 大綱策定以降の状況変化はこの点であり、すなわち、近年の中国海軍の進出意図が、日本列島を通過し西太平洋にまで拡大されてきている点にある。これは、2010 年までに「第 1 列島線」の内側の海上優勢を確立し、東シナ海・南シナ海以西を内海化し、それ以降の 10 年間で「第 2 列島線」の内側の海上優勢を確保するという中国海軍の戦略に合致する傾向といえる。同時に、海洋戦略上、中国が「接近阻止・領域拒否能力 (Anti-Access Area Denial; A2/AD Capabilities)」として、中国作戦域内への接近・進入を阻止し、戦域内における行動の自由を拒否するための能力を特に重視していることを考え合わせれば、2010 年のソブレメンヌイ級 2 隻を含む 10 隻艦隊による沖ノ鳥島西方沖での大規模演習は、特に注目に値する。この場合、ソブレメンヌイ級駆逐艦 2 隻に、ジャンウェイ II 級フリゲート 1 隻、ジャンウェイ I 級フリゲート 2 隻、キロ級潜水艦 2 隻が加わる 7 隻の戦闘艦編隊(哨戒ヘリ 5 機が艦載)であっただけでなく、フーチン級補給艦、ダーラン級潜水艦救難艦、トゥーチョン級艦隊航洋曳船の 3 隻の後援艦船が随航した 10 隻の艦隊であった。艦隊の構成から、外洋における総合的戦闘訓練(対艦・対潜・補給等)を想定したものであることが伺われる。ただし、その際、実際に中国海軍が A2/AD 能力を有しているか否かは別の問題であって、ここで重視すべきは、中国の関心が既に「第 1 列島線」の外の西大西洋に向かっており、そこでの軍事活動を活発化しつつあるということであり、その際、南西諸島を通過し、我が国領海線の湾部内(すなわち領海外であるが EEZ 内)に当たる本州南方の海域が対象となるという点であり、しかもそれは、16 大綱以降の新しい動向であるということである。この点を捉えて、金田秀昭元海将(元護衛艦隊司令官)は、中国海軍が「沿岸から近海、外洋へと行動範囲を拡大」していること、「国内外に向けた遠洋での行動能力や総合戦闘力の誇示、あるいは EEZ 基点を巡って日中の争点となっている沖ノ鳥島周辺での示威行動」もあり得るとし、「米軍や日本が容認、または黙過する姿勢を見せれば、西太平洋、特に沖ノ鳥島を含む日本の EEZ 全域、尖閣諸島周辺、東シナ海などで同様の活動をますます活発化させる」、「将来的には中国の西太平洋を含む日本周辺海域の海空軍による海洋覇権の獲得や、中国による常続的な海上優勢・逆監視活動もあり得る」と指摘している。

1 【出典】戸蒔仁司「基盤的防衛力構想と動的防衛力」『基盤教育センター紀要』(北九州市立大学)第 9 号、2011 年 3 月(予定)、ただし、脚注は省略した。